

ドレスデン会議（1850/51年）の経済史的意義（下）

——オーストリア・レヴァント貿易と「中部ヨーロッパ関税連合」構想——

武 田 元 有 *

目 次

はじめに

- 〔Ⅰ〕 ウィーン体制とドイツ関税制度
- 〔Ⅱ〕 ドイツ三月革命と関税制度 (以上前号)
- 〔Ⅲ〕 ドレスデン会議と関税統一計画 (以下本号)
- 〔Ⅳ〕 展望：東方問題と普墺同盟

むすび

〔Ⅲ〕 ドレスデン会議と関税統一計画

前稿で確認した三月革命期に続き、本節ではドレスデン会議の連邦・関税改革を検討したい。⁽⁰¹⁾ なお会議前夜の状況を振り返れば、⁽⁰²⁾ 1848年4月7日に連邦議会 Bundestag が解散して「ドイツ連邦」der deutsche Bund が解体した反面、フランクフルトのドイツ国民議会 Nationalversammlung も 1849年3月27日に統一憲法を制定しながら統一国家を樹立することなく消滅したため、連邦秩序の空白が生じた。オーストリアは 1848年11月27日のクレムジール宣言で、帝国全土の連邦編入 Gesamteintritt＝「七千万人帝国」ein Reich der 70 Millionen の建設を提唱したが、1849年4-10月のハンガリー反乱によって頓挫する一方、プロイセンは自邦中心の「ドイツ連合」die deutsche Union を構想し、1849年5月26日の三王同盟（プロイセン・ザクセン・ハノーファー）を後盾として、5月28日に連合憲法（エルフルト連合憲法 Erfurt Unionsverfassung）を策定する。国内統一をめぐる墺普対立が進むなか、オーストリアは 1850年5月10日にフランクフルト連邦会議 Bundeskonferenz を招集し、当初10邦のみ参加したが、有力4邦を含んだほか、後から3邦も合流したため（表1）、9月2日には本来の連邦議会へと再編した。対するプロイセンは同年2月28日の連合憲法改正によって連合議会 Reichstag の議席配分を修正し（表2）、5月8日にベルリン諸侯会議 Fürstenkollegium を開催するが、参加は26邦にとどまった。その後ホルシュタイン独立運動・ヘッセン憲法紛争をめぐって、オーストリアが君主利害を、プロイセンは独立・反乱勢力を、それぞれ支援して軍事衝突の危機が高まるが、混乱を懸念するロシアの仲介から、1850年11月29日のオルミュツ協約ではプロイセンが譲歩し、ドイツ連合計画の放棄とドレスデン会議の開催に同意したのである。

また経済的な市場統一ではプロイセンが先行し、1834年にドイツ関税同盟 der deutsche Zollverein を編成、1842年の更新を経て 1850年7月7日の同盟総会（カッセル総会）において 1853年の満了に向けた更新交渉を開始していた。対するオーストリアは 1826年にイタリア・スラヴ諸邦と、1850年10月1日にハンガリーと関税同盟を形成するなか、ドイツ連邦諸邦との中欧関税連合 die mitteleuropäische Zollunion を構想しており、ドレスデン会議でのその実現を期待していた。⁽⁰³⁾

* 鳥取大学 教育支援・国際交流推進機構 教養教育センター兼務教員（高等教育開発センター教授）

表1 ドイツ連邦加盟諸邦

		国号	人口 (1,000人・%)	面積 (1,000km ² ・%)	ベルリン 諸侯会議	フランクフルト 連邦会議	ドイツ 関税同盟
1	Österreich	帝国	9,482.2 (31.4)	197.6 (31.4)	—	○	—
2	Preußen	王国	7,999.8 (26.5)	185.5 (29.5)	○	—	1828
3	Sachsen	王国	1,200.0 (4.0)	15.0 (2.4)	—	○	1833
4	Bayern	王国	3,566.0 (11.8)	76.3 (12.1)	—	○	1833
5	Hannover	王国	1,305.3 (4.3)	38.4 (6.1)	—	○	—
6	Württemberg	王国	1,395.4 (4.6)	19.5 (3.1)	—	○	1833
7	Hessen-Kassel	選帝侯国	567.8 (1.9)	9.6 (1.5)	—	○	1831
8	Baden	大公国	1,000.0 (3.3)	15.3 (2.4)	○	—	1835
9	Hessen-Darmstadt	大公国	619.5 (2.1)	7.7 (1.2)	離脱	合流	1828
10	Holstein/ Lauenburg	公国	360.0 (1.2)	9.6 (1.5)	—	○	—
11	Luxemburg/ Limburg	大公国	253.5 (0.8)	4.8 (0.8)	—	○	1842
12	Sachsen-Weimar	公国	201.0 (0.7)	3.6 (0.6)	○	—	1833
13	Sachsen-Coburg/ Gotha	公国	111.6 (0.4)	5.7 (0.9)	○	—	1833
14	Sachsen-Meiningen	公国	115.0 (0.4)		○	—	1833
15	Sachsen-Altenburg	公国	98.2 (0.3)		○	—	1833
16	Braunschweig	公国	209.6 (0.7)	3.7 (0.6)	○	—	1841
17	Nassau	公国	302.7 (1.0)	4.7 (0.7)	○	—	1835
18	Mecklenburg-Schwerin	大公国	358.0 (1.2)	13.3 (2.1)	○	—	—
19	Mecklenburg-Sterlitz	大公国	71.7 (0.2)	2.9 (0.5)	離脱	合流	—
20	Oldenburg	大公国	220.7 (0.7)	6.4 (1.0)	○	—	—
21	Anhalt-Dessau	公国	122.4 (0.4)	0.8 (0.1)	○	—	1828
22	Anhalt-Bernburg	公国		0.8 (0.1)	○	—	1826
23	Anhalt-Köthen	公国		0.7 (0.1)	○	—	1828
24	Schwarzburg-Sondershausen	侯国	45.1 (0.1)	0.8 (0.1)	○	—	1833
25	Schwarzburg-Rudolstadt	侯国	53.9 (0.2)	0.9 (0.1)	○	—	1833
26	Liechtenstein	侯国	5.5 (0.0)	0.2 (0.0)	—	○	—
27	Reuß ältere Linie	侯国	22.2 (0.1)	0.3 (0.0)	○	—	1833
28	Reuß jüngere Linie	侯国	52.2 (0.2)	0.8 (0.1)	○	—	1833
29	Schaumburg-Lippe	侯国	21.0 (0.1)	0.4 (0.1)	離脱	合流	—
30	Lippe-Detmold	侯国	70.7 (0.2)	1.2 (0.2)	○	—	1841
31	Waldeck	侯国	51.8 (0.2)	1.1 (0.2)	○	—	1831
32	Hessen-Homburg	侯国	20.0 (0.1)	0.3 (0.0)	—	○	1835
33	Lübeck	自由市	40.6 (0.1)	0.3 (0.0)	○	—	—
34	Frankfurt	自由市	47.8 (0.2)	0.1 (0.0)	○	—	1836
35	Bremen	自由市	48.5 (0.2)	0.3 (0.0)	○	—	—
36	Hamburg	自由市	129.8 (0.4)	0.4 (0.1)	○	—	—
計			30,164.3 (100)	629.8 (100)	26 → 23	10 → 13	24 邦

加盟諸邦・関税同盟は1850年時点。人口は1860年時点で概数も含む。○は参加、関税同盟は加盟年度を指す。
 典拠) E. R. Huber, *Deutsche Verfassungs Geschichte seit 1789*, 8Bde., Stuttgart, 1960 (2. Aufl., 1988), Bd. 1, S. 583-585; J. Müller, *Deutscher Bund und deutsche Nation 1848- 1866*, Göttingen, 2005, S. 572- 573; H.- W. Hahn, *Geschichte des Deutschen Zollvereins*, Göttingen, 1984, Anhang, S. 194- 195.

表2 ドイツ連邦議会・ドイツ国民議会・ドイツ連合議会の各邦票数配分

		ドイツ連邦議会		国民議会 (連邦院)	連合議会(連邦院)		ベルリン諸侯会議				
		本会議	小会議		1849.05	1850.02	1849.05	1850.02			
1	Österreich	4	①	38	—	—	—	—			
2	Preußen	4	②	40	40	40	①	①			
3	Bayern	4	③	18	20	—	②	—			
4	Sachsen	4	④	10	12	12	③	②			
5	Hannover	4	⑤	10	12	12	④	③			
6	Württemberg	4	⑥	10	12	—	⑤	—			
7	Hessen-Kassel	3	⑦	6	7	7	⑥	⑤			
9	Hessen-Darmstadt	3	⑧	6	7	7					
8	Baden	3	⑨	9	10	10	⑤	④			
10	Holstein/Lauenburg	3	⑩	6 + 1	6 + 1	—	④	—			
11	Luxemburg/Limburg	3	⑪	3	3	—	⑥	—			
12	Sachsen-Weimar	1	⑫	2	2	2	③	②			
13	Sachsen-Coburg	1			1	1			1		
14	Sachsen-Gotha	1			1	1			1		
15	Sachsen-Meiningen	1			1	1			1		
16	Sachsen-Altenburg	1			1	1			1		
17	Braunschweig	2	⑬	2	2	2	④	③			
18	Nassau	2	⑭	3	4	4	⑥	⑤			
19	Mecklenburg-Schwerin	2			4	4	4	④	③		
20	Mecklenburg-Sterlitz	1			1	1	1				
21	Oldenburg	1	⑮	2	2	2	③	②			
22	Anhalt-Dessau	1			1	1			1		
23	Anhalt-Bernburg	1			1	1			1		
24	Anhalt-Köthen	1			1	1			1		
25	Schwarzburg-Sondershausen	1			1	1			1		
26	Schwarzburg-Rudolstadt	1			1	1			1		
27	Hohenzollern-Hechingen	1	⑯	1	1	—	⑤	—			
28	Liechtenstein	1			1	1			—		
29	Hohenzollern-Sigmaringen	1			1	1			—		
30	Reuß ältere Linie	1			1	1			1		
31	Reuß jüngere Linie	1		1	1	1	③	②			
32	Schaumburg-Lippe	1	⑰	1	1	1	⑥	⑤			
33	Lippe-Detmold	1			1	1			1		
34	Waldeck	1			1	1			1		
35	Hessen-Homburg	—			1	1			—		—
36	Lübeck	1			1	1			1	④	③
37	Frankfurt	1		1	1	—	⑥	—			
38	Bremen	1		1	1	1	④	③			
39	Hamburg	1		1	2	2					
計		69	17	192	167	120	6	5			

典拠) E. R. Huber(Hg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, 3Bde., Stuttgart, 1961, Bd. 1, S. 76-77, 312- 313, 434- 444. 丸数字は投票グループ(各1票)、斜線は実際には不参加であったことを示す。

（1）ドレスデン会議の編成

1850年11月29日のオルミュッツ協定に基づき、オーストリア政府は同年12月12日の回状によって、ザクセン王国の首都ドレスデンにおける「大臣会議」*Ministerial-Conferenzen* の開催を通知し、ドイツ連邦の加盟36邦に代表派遣を要請した。回状によれば、ウィーン会議以来「ドイツ連邦」の組織体制は十分機能せず、1848年の革命でも連邦秩序の再編は達成されなかったが、今や「時代の要請、民族の悲願、ヨーロッパ諸国体系において占めるべきドイツの地位を満たすため、全体の利害 *die Interessen der Gesamtheit* は、国内・国外に対して強力な代表権を必要としている」以上、ドイツ連邦を安定した組織とする基本法の改革が急務であった。⁽⁰⁴⁾

以下、会議前夜の状況を概観しつつ、ドレスデン会議に対する各邦の対応を確認しておこう。

① オーストリア帝国

宰相シュヴァルツェンベルク *Felix zu Schwarzenberg*（在任1848－52年）はドレスデン会議を悲願の七千万人帝国を実現する絶好の機会と捉え、墺普両邦・中等4邦（バイエルン・ザクセン・ヴェルテンベルク・ハノーファー）の中央行政機関を基礎とした、プロイセン包囲体制の形成と、オーストリア覇権の再建を志向していた。⁽⁰⁵⁾ このため1850年12月20日の全権代表宛て文書では、ドイツの場合、君主制・共和制を問わず統一国家の形成は困難であり、あくまで国家連合 *Staatenbund* の形態を目指すべきこと、連邦制度の再編まで現行の連邦規約 *Bundesakte* を維持すること、プロイセンは関税同盟を梃子としてドイツ支配を狙っているが、オーストリアはドイツから駆逐されてはならないこと、むしろオーストリアは帝国全土とともに連邦に加盟する用意があること、だがオーストリアがその地位を放棄してプロイセンとの対等関係 *Gleichberechtigung* を受諾するくらいなら、オーストリアは連邦から離脱すること、国家連合では国民代表機関 *Central- Volksvertretung* ・連邦司法機関 *Bundes-Schiedsgericht* の樹立は困難であり、執行機関 *Exekutiv-Gewalt* の設立のみ可能であること、その構成は有力諸邦代表3－5名とし、革命で解体した法的秩序の再建を任務とすること、以上を指示している。⁽⁰⁶⁾

また商相ブルック *Karl von Bruck*（在任1848－51年）は、「オーストリア・ロイド汽船会社」*Österreichischer Lloyd* を創業してトリエステ拠点のレヴァント貿易を展開する海運業者であるが、一連の覚書（1849年10月26日、同年12月30日、1850年5月30日）において中欧関税連合の形成を提唱し、ドレスデン会議を国制的な連邦問題とともに経済的な関税問題を検討する機会と見ていた。このため1850年12月29日の全権代表宛て覚書では、「オーストリアはドイツ関税同盟との関税統一を実現して初めてドイツ問題を主導できる」こと、「オーストリアがドイツ関税同盟の圏外にある限り、あらゆる物質的な利害はプロイセンに吸収される」危険があるとして、ドレスデン会議では「漠然とした連邦規約の第6・9条及び最終規約の第64条を改正し、共通の営業制度、知的財産の保護、統一の通商代表、海洋・河川航行の対等・優遇、通航・道路・河川料金の免除・割引を規定するとともに、それらの関連諸法を審議する常置委員会を設置するよう」指示した。⁽⁰⁷⁾

② プロイセン王国

国王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世 *Friedrich Wilhelm IV*（在位1840－61年）は、オルミュッツ協約にしたがってドレスデン会議の共同招集に応じたものの、⁽⁰⁸⁾ 以前からドイツ連邦におけるオーストリア優位の体制には不満を抱いていた。このため首相マントイフェル *Otto Theodor von Manteuffel*（在任1850－58年）は1850年12月19日にベルリン諸侯会議を開催し、連合計画に参加した諸邦と対応を協議している。この結果、①ドレスデン会議において新秩序の樹立が失敗した場合でも、旧制度の単純な復活には反対すること、②国民全体を代表する中央機関の設立は、ドレス

デン会議における新たな連邦機関の審議では提案せず、むしろ将来的におけるプロイセン中心の国家統一での目標とすること、③ドレスデン会議では、a) 旧連邦の「小会議」*der engere Rat*に類似した有力諸邦が優越する中央機関の設立、b) 最近の状況を反映して編成される強力な執行機関 *Exekutive* の設立、c) 諸邦に対する自主権の留保、d) 1848年以來の国際情勢に合わせた戦時体制の再編、e) 身分制度・既得特権の是認、等々を目指すこと、以上を確認した。⁽⁹⁾

また政治的なドイツ連合計画の挫折以来、経済的なドイツ関税同盟はプロイセンが主導する唯一の組織であったが、1850年7月の第9回関税同盟総会(カッセル総会)は、会場となったヘッセン選帝侯国の憲法紛争=普墺出兵によって11月に中断し、関税同盟の更新は不透明となった。のみならず、オーストリアの志向する中欧関税連合の形成は、プロイセンが牽引してきたドイツ関税同盟の解体を、また中欧関税連合の保護貿易路線は、ユンカー経営の穀物輸出に配慮した自由貿易の放棄を、それぞれ意味したから、プロイセンはドレスデン会議の関税統一計画を「経済政策版のオルミュツ」*wirtschaftspolitisches Olmütz*として警戒した。加えてプロイセンの東西領土を介在するヘッセン選帝侯国には墺軍が進駐していたほか、ヘッセン選帝侯国が関税同盟を離脱して関税連合に加入した場合は、プロイセン国内の商品流通を分断する危険も孕んでいた。このため商相デルブリュック *Rudolf von Delbrück* (在任1848-68年)は、ドレスデン会議と並行する1851年1月26日に第9回総会(ヴィースバーデン総会)を開催し、更新交渉を再開している。⁽¹⁰⁾

プロイセンの場合、ドレスデン会議と並行しながら、ベルリン諸侯会議及びヴィースバーデン関税同盟総会を主催し、依然自邦中心の政治・経済統一を模索していたことは注目される。

③ 中小諸邦

a) 中等4王国とシュツットガルト合意

あわせて注目されるのは中小諸邦 *Mittelstaaten* の対応である。なかでもザクセン・ハノーファーは1849年5月26日の三王同盟によってプロイセン中心のドイツ連合計画に同調する一方、1850年2月27日のミュンヘン協定=四王同盟ではヴュルテンベルク・バイエルンと連携してプロイセンを牽制するとともに、5月10日にはフランクフルト連邦会議(9月2日より公式の連邦議会)に参列して盟主オーストリアの秩序再建に荷担している。こうした中等4邦の動きは、従来の通説では、オーストリアと協調してプロイセン覇権主義に対抗するものと解釈されてきたが、最近の研究では、必ずしもオーストリア支配体制の支持を意味せず、普墺いずれの一強支配も回避しながら、ドイツ連邦の保証する中小諸邦の独立を保全するものであったと理解されている。⁽¹¹⁾

現にドレスデン会議が招集された際も、普墺中心の改革に対する各邦の警戒を確認できる。⁽¹²⁾ まずヴュルテンベルク王国の場合、国王ヴィルヘルム一世 *Wilhelm I* (在位1816-64年)自ら、12月17日の改革文書において、連邦組織はドイツ語圏に限定すること、その国制は純粋な連邦体制 *die rein-föderalistische Verfassung* とし、普墺の二元主義 *der Dualismus*、小国主義 *die Kleinstaaterie* とも排除すること、強力な中央権力として執行機関 *Centralgewalt*・国民代表機関を創設することを表明するとともに、同日の全権代表ノイラート *Constantin von Neurath* への文書では、連邦改革はミュンヘン協定の原則に従うこと、すなわち執行機関における普墺両国の優位を阻止すること、弱小諸邦の影響を排除すること、また国民代表機関を創設すること、以上を指示している。⁽¹³⁾ 次にハノーファー王国は、12月18日の全権代表ミュンヒハウゼン *Alexander von Münchhausen* 宛て文書において、連邦諸法 *Bundesrecht* の維持、執行機関の設立、各邦諸身分から成る国民代表機関=立法機関の創設、各邦国制への干渉の阻止、連邦裁判所の設立、普墺の非ドイツ領域の編入に伴う二元主義の阻止、弱小諸邦の強制併合=陪臣化 *Mediatisierung* の阻止、等々13項目の指示を与えている。⁽¹⁴⁾

他方バイエルン王国の場合、全権大使プフォルテン Ludwig von Pfordten は 12 月 28 日の現地報告で、中央機関をめぐる普墺両国の意見対立が存在すること、中等 4 邦の結束を図るべきこと、中央機関の所在地をフランクフルトからバイエルン領内ニュルンベルク・レーゲンスブルクに移転する意見が存在すること、等々を伝達している。これに対して国王マクシミリアン二世 Maximilian II（在位 1848-64 年）は、12 月 30 日の書簡において、執行機関における大国優位を断固として拒否すること、だが以前ミュンヘン協定で確認した国民代表機関の設立も危険をはらむこと、については普墺両国に対抗するため中等諸邦と連携する一方、国民代表機関の問題についてはむしろ普墺両国と協調するべきことなど、12 カ条の原則を指示している。⁽¹⁵⁾ なおドレスデン会議を招致したザクセン王国の全権ボイスト Friedrich Ferdinand von Beust も、中央機関として執行機関・代表機関・連邦裁判所の設立を重視し、12 月 23 日には代表機関の意義に否定的なバイエルン全権プフォルテンと会谈し、国民代表機関の組織を協議したことが知られている。⁽¹⁶⁾ 普墺両国の優位に抵抗する点では一致しているものの、議会制度のあり方については歩調の乱れがあったと言える。

並行して各邦相互の連携も進み、1850 年 12 月 17 日のシュツットガルト会議で対応を協議し、その合意草案 *Spezialübereinkunft* では以下の 5 点を確認している。すなわち、①最低 3 名の連邦執行機関を設立すること、②国民代表機関、③連邦裁判所 *Bundesgericht* を設立すること、④公式の連邦再編までフランクフルト連邦議会 *Bundesversammlung* を維持すること、⑤ドレスデンにおいて四国の共同歩調を維持すること、以上である。だが直後 18 日の改訂では、条項の序列が改変され、四国協調に関する末尾の第 5 条が筆頭の第 1 条に昇格するとともに、連邦執行機関にはいずれか 3 邦の参加（すなわちいずれか 2 邦は共同代表の派遣）ではなく、4 邦全ての独立的な参加に修正された。⁽¹⁷⁾ 墺普両邦の専横を牽制する強い意志がうかがえよう。

b) 小規模邦

最後に弱小諸邦 *Kleinstaaten* の動きに付言しておきたい。一例となるが、まずチューリンゲン諸邦の一角ザクセン・ヴァイマル公国 *Sachsen-Weimar* の場合、全権代表フリッチ Carl Friedrich Fritsch は 12 月 25 日の覚書で、旧来の連邦体制の抜本的な再編は不可能であり、連邦議会を定例開催とはせず、議長の普墺輪番を阻止し、連邦機関への人員供出は複数諸邦のグループ単位で対応することを提唱している。また連邦裁判所の導入、経済的な権利の平等性を求める反面、オーストリア領域全土の連邦編入に伴う連邦領域の拡大には疑問を示している。小邦ならではの脆弱な国力から、連邦の機構整備・領域拡大に伴う財源・軍事負担の肥大を警戒したと言える。⁽¹⁸⁾

またアンハルト諸公国 *Anhalt*（デッサウ *Dessau*・ベルンブルク *Bernburg*・ケーテン *Köthen*）の場合、その本土あるいは飛地がプロイセン王国領内に陸の孤島として存在するが故に、既に関税同盟が成立する以前の 1826 年・28 年から境界関税を撤廃し、経済的に統一市場を形成していた。このため政治的にも 1849 年 9 月 15 日にはドイツ連合計画に加盟し、1850 年 5 月 8 日のベルリン諸侯会議にも参席している。このように 3 公国はプロイセンの政策方針に追随する傾向が強く、ドレスデン会議でも当初ザクセン国王の招集には回答せず、あくまでプロイセン国王の招集に応答する形で、全権プローツ Albert Plötz、ゴスラー *Gustav Goßler*、ヘンペル *Victor Hempel* の派遣を決定した。小邦であるが故にプロイセンの庇護下でその地位を維持せざるを得ず、プロイセン主導の連邦改革を指示する反面、プロイセンの後退を意味する連邦改革には抵抗したと言えよう。⁽¹⁹⁾

④ 運営体制

各邦代表はドレスデンに漸次参集し、同年 12 月 23 日にブリュール宮殿 *Brühlschen Palais* において第 1 回総会 *Plenarsitzung* が開催されるが、当座の参加は 23 邦の代表にとどまった。⁽²⁰⁾ その後 12

月27日の第2回総会には30邦、翌年1月10日の第3回総会には35邦が出席し、またオランダ(ルクセンブルク・リンブルク代表)が暫定的に全権代表の派遣を認められ、最終的に旧ドイツ連邦の全36邦が参加している。⁽²¹⁾ なお有力諸邦の全権代表として、オーストリアから宰相シュヴァルツェンベルク及び駐露大使ブオル＝シャウエンシュタイン Karl Ferdinand von Buol-Schauenstein(在任1848-51年)が、⁽²²⁾ プロイセンから宰相マントイフェル及び国務大臣アルフェンスレーベン Albrecht von Alvensleben、バイエルンから国務大臣プフォルテン及び法務顧問アレティン Karl Maria von Aretin、ザクセンから国務大臣ボイスト、ハノーファーから国務大臣ミュンヒハウゼン及び内閣顧問シェーレ Eduard von Scheele、ヴェルテンベルクから法務顧問ノイラートが参加した。⁽²³⁾

第1回総会(12月23日)では会議の運営方法が審議されている。オーストリア宰相シュヴァルツェンベルクは、審議事項に対応した複数の「作業委員会」AussüÙeの設置を發議し、その編成方法はオーストリア・プロイセン両邦全権の合議に一任された。続く第2回総会(12月27日)では、以下5つの「委員会」Kommissionが編成された。まず第一委員会は連邦機関の整備とその管轄範囲を審議し、議長はオーストリア全権、次に第二委員会は連邦機関の構成と連邦・諸邦関係を検討し、議長はプロイセン全権、また第三委員会は、「物質的な問題」materiellen Interessen＝貿易・関税・交通制度を討議し、議長はバイエルン、第四委員会は「連邦裁判所」Bundesgerichtを審議し、議長はザクセン全権、第五委員会は文書記録を担当し、議長はハノーファー全権が、それぞれ務めた。⁽²⁴⁾ 各委員会の成員を見れば(表3)、2大国及び中等4邦の優位が顕著となっている。

以後1850年1月から各委員会がそれぞれ活動を開始する。なおドレスデン会議は1850年12月23日の第1回総会から1851年5月15日の第10回総会まで半年近く続くが、この間における委員会の開催回数はまちまちであり、第一委員会は1851年1月2日から4月28日まで合計21回、第二委員会は1月6日から4月26日まで合計32回を数えるが、うち第一・第二委員会の合同開催が合計13回、また第二・第四委員会の合同開催も合計3回ある。これに対して第三委員会は1月8日から4月25日まで合計6回しか開催されず、四つの委員会のなかで最も開催回数が少ない。だが第三委員会は、問題の性格上、関税・通商協定草案の実務的な詳細を専門官僚の検討に委ねており、この専門家委員会は2月5日から4月25日まで合計46回開催され、他の委員会の審議回数よりも多くなっている。なお第四委員会は3月18日から4月28日まで活動し、他の委員会に比べて最も遅く開催され、したがって活動期間も最も短く、回数は合計9回にとどまる。⁽²⁵⁾

註

(01) 以下、関連文書については、L・ガル編『ドイツ連邦史料』シリーズ(L. Gall [Hg.], *Quellen zur Geschichte des Deutschen Bundes*)の第3編:1850-66年・第1巻(Abteilung III:1850-1866, Bd. 1)として編纂された、J. Müller, *Die Dresdener Konferenz und die Wiederherstellung des Deutschen Bundes 1850/51*, München, 1996(以下、*QGDB*, III- Bd. 1)を使用した。なお小稿の課題は必ずしも国制改革の分析ではないため、以下の叙述に際しては専ら各文書冒頭の編者要約を参照するにとどめている。

(02) 拙稿「ドレスデン会議(1850/51年)の経済史的意義——オーストリア・レヴァント貿易と「中部ヨーロッパ関税連合」構想——」(中)鳥取大学『教養教育センター紀要』第18号2022年、10-12、20-22頁。

(03) 拙稿(中)、12-14、22-25、33-34頁。

(04) *QGDB*, III- Bd. 1, S. XLII; Dok. 1, S. 3- 5; H. J. Schoeps, *Von Olmütz nach Dresden 1850/51: Ein Beitrag zur Geschichte der Reformen am Deutschen Bund: Darstellungen und Dokumente*, Köln/ Berlin, 1972, S. 43. なおドイツ連邦は1815年に38邦で発足したが、1817年にヘッセン＝ホンブルクが加盟して39邦に拡大し、続く1825年にザクセン＝ゴータ、ザクセン＝コーブルク両国がザクセン＝コーブルク・ゴータ公国に統合して再び38邦に後退、その後1848年にプロイセン国王の所領ホーエンツォレルン＝ヘッセンゲン及びホーエンツォレル

- ン＝ジグマリンゲン侯国がプロイセン王国に併合され、ドレスデン会議の段階では合計 36 邦となっていた。
- (05) H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 46- 49; E. Heller, *Fürst Felix zu Schwarzenberg: Mitteleuropas Vorkämpfer*, Wien, 1933, S. 130- 133; S. Lippert, *Felix Fürst zu Schwarzenberg: Eine politische Biographie*, Stuttgart, 1998, S. 347- 348.
- (06) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 9, S. 26- 41.
- (07) A. Gaertner, *Der Kampf um den Zollverein zwischen Preußen und Österreich 1849-53*, Straßburg, 1911, S. 116, 118- 119; R. Charnatz, *Minister Freiherr von Bruck: Der Vorkämpfer Mitteleuropas*, Leipzig, 1916, S. 63- 64; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 112- 113, 115- 116.
- (08) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 2, S. 5- 7.
- (09) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 8, S. 24- 26; A. Kaernbach, „Preußen, Olmützig und die Deutsche Frage: die deutschlandpolitischen Konzepte Preußens im Vorfeld der Dresdener Konferenz“, J. Flöter/ G. Wartenberg (Hg.), *Die Dresdener Konferenz 1850/ 51: Föderalisierung des Deutschen Bundes versus Machtinteressen der Einzelstaaten*, Leipzig, 2002, S. 79- 80. なおドイツ連邦議会の「小会議」は全 39 邦が参加する組織であるが、上位 11 邦が独立して各 1 票、他の諸邦は 6 組に分けられ、各組 1 票を保持しており、有力諸邦に有利な体制であった。なお「本会議」Plenum は全 39 邦が独立した投票権（票数は国力に応じて最大 4 票－最低 1 票）を保持したが、各邦の票数は有力諸邦の 4 票から小邦の 1 票まで傾斜配分されている（表 2 参照）。F・ハルトウング（成瀬 治・坂井栄八郎訳）『ドイツ国制史——15 世紀から現代まで——』岩波書店 1980 年、246－248 頁。
- (10) H. Böhme, *Deutschlands Weg zur Großmacht: Studien zum Verhältnis von Wirtschaft und Staat während der Reichsgründerzeit, 1848- 1871*, Köln/ Berlin, 1966, S. 32- 33.
- (11) M. Doeberl, *Bayern und das Preußische Unionsprojekt*, München, 1926; H. Rumpler, „Felix Schwarzenberg und das ‚Dritte Deutschland‘: Überlegungen zu Heinrich von Srbik's Interpretation der deutschen Politik Österreichs“, H. Fichtenau/ E. Zöllner (Hg.), *Beiträge zur neueren Geschichte Österreichs*, Wien, 1974, S. 379- 380.
- (12) 中等 4 邦の動向は、J. Flöter, „Staatenbund oder Bundesstaat: Die deutschlandpolitischen Zielperspektiven der mittelstaatlichen Königreiche 1849/ 50“, J. Flöter/ G. Wartenberg (Hg.), *a. a. O.*
- (13) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 4, S. 9- 10; Dok. 5, S. 10- 15; Dok. 16, S. 85- 86.
- (14) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 7, S. 19- 24.
- (15) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 14, S. 66- 70; Dok. 15, S. 71- 84. なお W. Mößle, *Bayern auf den Dresdener Konferenzen 1850/ 51: Politische, staatsrechtliche und ideologische Aspekte einer gescheiterten Verfassungsrevision*, Berlin, 1972.
- (16) H. Rumpler, *Die deutsche Politik des Freiherr von Beust 1848- 1850: Zur Problematik mittelstaatlicher Reformpolitik im Zeitalter der Paulskirche*, Wien, 1972; J. Flöter, *Beust und die Reform des Deutschen Bundes 1850- 1866*, Köln, 2001; 時野谷亮「ボイストとドレスデン会議（1850-1851 年）」桐朋学園大学『研究紀要』37 号 2011 年。
- (17) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 6, S. 16- 19; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 51- 53.
- (18) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 12, S. 56- 60.
- (19) M. Tullner, „Die anhaltischen Staaten im Spannungsfeld preußischer Großmachtspolitik und kleinstaatlicher Interessen“, J. Flöter/ G. Wartenberg (Hg.), *a. a. O.*, S. 123- 124.
- (20) *QGDB*, III- Bd. 1, S. XLII; Dok. 10, S. 42- 49.
- (21) *QGDB*, III- Bd. 1, S. XLII- XLIII; Dok. 13, S. 61- 65; Dok. 33, S. 147- 148. なお参加 36 邦のうち、アンハルト・デッサウ及びアンハルト・ケーテンの 2 邦は、1 月 10 日の第 3 回総会から出席したが、両邦共通の全権代表ゴスラーGustav Gossler を派遣している。管見の限りこの点に言及した文献・資料は確認できなかったが、総会の投票状況を見る限り、両邦は共通で 1 票を保有しており、総会の投票総数は 35 票となる。
- (22) W. Heindl, *Graf Buol- Schauenstein in St. Petersburg und London (1848- 1852): Zur Genesis des Antagonismus zwischen Österreich und Rußland*, Wien, 1970, S. 68- 71.
- (23) 第 1 回総会の議事録による。*QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 10, S. 41- 46.
- (24) *QGDB*, III- Bd. 1, S. XLIII- XLIV; Dok. 13, S. 61- 65; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 58- 60.
- (25) *QGDB*, III- Bd. 1, S. XLIV- XLV.

(2) 連邦制度の再編：第一・第二委員会

各邦の思惑を背景としてドレスデン会議が始まるが、まず政治的統一問題を見よう。ドイツ連邦制度を継承する諸邦関係の検討は第一・第二委員会の管轄とであり、普墺の対立が焦点となる。

① 執行機関の計画

連邦機関の再編を検討する第一委員会は、1851年1月2日の第1回会合において、旧来の小会議を継承する新たな執行機関 *Bundsexekutive* の編成で合意し、その成員は墺普代表を含む7名、投票総数は9票とし、うち普墺代表が各2票、他の5名が各1票を保持するものとした。またその権限として、緊急時には暫定的に大権を行使できること、連邦議会に対しては大権行使の事後承諾を行うこと、連邦軍司令に対する直接の連絡手段を確保することが想定された。続く1月4日の会合では普墺以外の代表5名の編成方法が検討され、中小諸邦による議席の占有・共有・交代など5つのパターンが提案されている(表3)。⁽⁰¹⁾ だがいずれのパターンも中小諸邦の利害を軽視する点で大差なく、なかでも第Ⅲ・Ⅳ案は25邦に全く票数を配分しなかったから、ザクセン・ヴァイマル代表ヴァツドルフ Christian Watzdorf 及びフランクフルト代表ハルニア Eduard Harnier は1月4日の共同声明で普墺中心の原案に抗議し、むしろ小規模邦にも一定の票数を付与していた旧小会議の復活を提案している。⁽⁰²⁾ またプロイセン首相マントイフェルは1月7日の全権代表宛て書面において、執行機関の検討に際しては小規模邦の存在を無視してはならないこと、オーストリアとの合意が困難な場合、執行機関として旧来の小会議を維持すること、普墺両邦にはいかなる場合も執行措置を提案・実行できる権限を確保すること、以上を指示している。⁽⁰³⁾

このため1月11日の修正案では、成員は9名、合計票数は11票まで拡大し、墺普代表は各2票、4王国代表が各1票、加えてバーデン及び両ヘッセン合同で1票(第9票)、北西7邦合同で1票(第10票)、その他弱小諸邦及び自由市合同で1票(第11票)とする方式が提案された。合わせて連邦軍への派遣兵力も国力に応じて配分され、墺普は各3万、バイエルンが1万5千、他の3王国及び第9・10票諸邦が各1万の兵力提供を、第11票諸邦は物資供給を義務付けられた。新案は中等4邦の利害を保証した反面、それ以外の弱小諸邦の利害を切り捨てるものであったから、依然として禍根を残したと言える。⁽⁰⁴⁾ なかでもバーデン大公国は、旧小会議では独立した1票を保持し、ドイツ連合計画でも中等諸邦に次ぐ待遇を受けていたが、今や他邦との合同票のみ配分されたことから不満は大きく、1月23日の覚書によって、フランスとの国境地帯に位置する国土・外交利害に配慮した票数配分を強く求めている。⁽⁰⁵⁾ 他方、リヒテンシュタイン侯国の場合、侯爵アロイス・ヨーゼフ二世 Alois Joseph II (在位1836-58年)は、1月19日、自邦の代表を兼任するヘッセン＝ホンベルク侯国の全権ホルツハウゼン Johann Holzhausen に対して、連邦における小邦の対等関係は、君主制にとって、共和制にとってほど有用ではないこと、国民代表機関の創設は阻止し、極力オーストリアの意向に追随することを指示している。⁽⁰⁶⁾

他方プロイセン政府は、1月14日の全権宛て文書において、オーストリア・中等諸邦の連携を察知しつつ、新たな執行機関の編成における普墺両邦の対等関係 *Parität* を確保するよう指示した。こうした対案は、連邦組織をオーストリア単独の支配体制から普墺両邦の「二元主義」・「二党政治」*Duunvirat* へと再編するものであった。⁽⁰⁷⁾ なおメクレンブルク両邦の全権代表は、1月16日の第一・第二委員会宛て声明において、執行機関の編成に中小諸邦も含める委員会原案に反対し、むしろ普墺両邦の運営に委ね、その議長も両邦輪番とする二元主義を提言している。⁽⁰⁸⁾

最終的に2月12日の報告では、連邦の中央機関として、旧来の連邦議会・本会議 *Plenum* に加えて、旧小会議を再編した新たな執行機関を創設することが確認され、その編成・票数(9名・11票)

及び兵力・物資提供に関して、上記の原則が採用された。また連邦領域 *Bundesgebiet* として、普墺両邦とも非ドイツ領域とともに加盟することが確認された。⁽⁹⁾

② 代表機関の計画

次に連邦機関の権限を検討する第二委員会の動きを見ると、ヴェルテンベルク国王ヴィルヘルム一世は、1月18日のシュヴァルツェンベルクへの書簡において、執行機関とともに代表機関を創設する必要を訴え、単なる政治制度としてではなく、全ドイツの精神的紐帯 *ein gemeinschaftlicher moralischer Band* としての意義を強調している。⁽¹⁰⁾ またザクセン・ワイマール及びフランクフルト全権代表は、1月29日の声明において、上記1月2日の普墺提案が想定する執行機関の権限に対して提起し、執行機関の大権保有・軍隊統制、及び連邦議会の追認義務は、議会制度の機能を解体するものとして強い憂慮を示した。⁽¹¹⁾ 最終的に2月13日の報告では、まず連邦議会・本会議について、審議事項の内容に応じて異なる可決条件（全邦の同意、3/4以上の同意、2/3以上の同意、過半数の同意）を規定した。また旧小会議を継承する執行機関に対して、より広汎な権限を付与することを提案し、その対象として、ウィーン最終規約の該当項目のほか、新たに内政9項目・外交7項目・軍事9項目を指定した。⁽¹²⁾

以上の提案は、形式的には執行機関の票数において普墺両邦の対等関係を保証した反面、親墺派の中等4邦が他の弱小3邦より優位に立つため、実質的にはプロイセン包囲体制の形成を意味した。だがプロイセン首相マントイフェルは、2月11日の秘密覚書において、対外的な圧力・国内的な革命に対抗するドイツ再編が普墺両邦の共通課題であること、それにはドイツ連邦に強力な中央権力を創設する必要があること、プロイセンはオーストリアとの対等関係が保障される限り、オーストリアの非ドイツ領域 *außerdeutsche Provinzen* の連邦加盟に反対しないこと、むしろオーストリア支配領域全土の連邦加盟によって、プロイセンはあえてドイツ連合を形成せずとも純ドイツ諸邦 *reine deutsche Staaten* の頂点に君臨できること、以上を確認している。⁽¹³⁾

③ 第4回総会と中小諸邦

第一・第二委員会の原案は2月23日の第4回総会で審議されたが、小邦も参加する総会では有力諸邦のみ参加する委員会レベルとは異なる論調が認められる。すなわち普墺両邦・中等4邦など有力13邦は委員会原案に同意したが、小規模の17邦は反対、残る5邦も棄権したため、多数決の結果、原案は否決されたのである。⁽¹⁴⁾ 小邦が反対した背景としては、小邦の独立・安全保障にとって、いずれか一邦の覇権体制であれ、普墺両邦の二元主義であれ、強力な中央権力の創出は、伝統的な分邦主義にとっての脅威と捉え、むしろ伝統的な諸邦分立の温存を選好したことによる。

またプロイセン代表も、1850年を通じて弱小諸邦とのドイツ連合を実現するため、オーストリア中心のドイツ連邦に対抗してきたのであるが、今やオーストリア・中等4邦の寡占体制に対抗するため、これらの有力諸邦に有利な多数決制の執行機関の創設よりも、規模の大小を問わず全ての諸邦の全会一致を原則とする連邦議会の存在を支持し、そこでの体制変革 *Verfassungsänderungen* の票決を求めるに至った。逆にオーストリアは、これまで中等4邦＝四王同盟と提携してフランクフルト連邦議会の再開を志向してきたにもかかわらず、今やただ1邦の反対によって改革計画が否決される連邦議会の原則を忌避し、むしろ多数決制のドレスデン会議での決着を追求したのである。またバイエルン代表プフォルテン、ザクセン代表ボイストは、1850年5月には四王同盟によってドイツ連邦の再建を支持していたにもかかわらず、今や同年12月のシュツットガルト合意に基づいて、大国主義の復権を意味する単純なドイツ連邦の再建には反対する立場を示した。⁽¹⁵⁾

表3 ドレスデン会議・連邦執行機関の各邦票数配分(案)

	委員会編成					執行機関：票数配分案 (1851.01/04)					01/11 最終案	02/23 裁決
	1	2	3	4	5	案Ⅰ	案Ⅱ	案Ⅲ	案Ⅳ	案Ⅴ		
1 Österreich	◎	○	○			① 2	① 2	① 2	① 2	① 2	① 2	○
2 Preußen	○	◎	○		○	② 2	② 2	② 2	② 2	② 2	② 2	○
4 Bayern	○	○	◎			③ 1	③ 1	③ 1	③ 1	③ 1	③ 1	○
3 Sachsen	○	○	○	◎	○	④ 1	④ 1	④ 1	④ 1	④ 1	④ 1	○
5 Hannover	○		○	○	◎			⑤ 1	輪番	輪番	⑤ 1	○
6 Württemberg	○	○	○					⑥ 1	⑤ 1	⑥ 1	○	
7 Hssen-Kassel	○					⑤ 1			⑥ 1	⑤ 1	○	
9 Hssen-Darmstadt	○								輪番	輪番	⑦ 1	×
8 Baden		○	○					⑦ 1	輪番			×
10 Holstein/ Lauenburg		○					⑤ 1	輪番	⑦ 1	⑥ 1		棄権
11 Luxemburg/ Limburg									輪番	輪番	⑧ 1	棄権
12 Sachsen-Weimar	○											×
13 Sachsen-Coburg/ Gotha			○			⑥ 1		無	無	無	⑨ 1	×
14 Sachsen-Meiningen					○							×
15 Sachsen-Altenburg												×
16 Braunschweig				○								○
17 Nasssau				○								○
18 Mecklenburg-Schwerin		○					⑥ 1			⑦ 1		×
19 Mecklenburg-Sterlitz		○								輪番		×
20 Oldenburg			○									×
21 Anhalt-Dessau												×
22 Anhalt-Bernburg		○										×
23 Anhalt-Köthen												
24 Schwarzburg-Sondershausen												棄権
25 Schwarzburg-Rudolstadt												○
26 Liechtenstein												○
27 Reuß ältere Linie												○
28 Reuß jüngere Linie						⑦ 1	⑦ 1					○
29 Schaumburg-Lippe				○								棄権
30 Lippe												×
31 Waldeck												×
32 Hessen-Homburg												棄権
33 Lübeck												×
34 Frankfurt	○											×
35 Bremen				○								×
36 Hamburg			○									×
計	10	10	10	6	4	9	9	9	9	9	11	

ドレスデン会議・委員会の◎は議長。執行機関の丸数字は投票グループ、数字は投票数、裁決の○×は可否。アンハルト＝デッサウ及びケーテンは同一票。諸邦の順番はグループ表記の便宜から前掲表とは一部異なる。

典拠) J. Müller, *Die Dresdener Konferenz und die Wiederherstellung des Deutschen Bundes 1850/ 51*, München, 1996, S. XLIII- XLIV; Dok. 13, S. 61- 65.; Dok. 25, S. 128- 131; Dok. 35, S. 151- 152.

④ 連邦参議会の計画

このためプロイセン首相マントイフェルは、2月23日に墺普合意 *Punktation* を提案し、①墺普両邦の完全な対等関係 *die volle Gleichberechtigung*、②両邦代表による連邦議会の共同主導、③議長の毎月輪番制度、意見対立・投票同数の場合の拒否権・決定権、④連邦議会の印章 *Siegel* の改善、⑤連邦代表の名称変更（オーストリア帝国・連邦主席 *Präsidential-Kanzlei* あらためドイツ連邦主席）、⑥文書記録・管理における墺普代表の交代あるいは混成、⑦対外文書における墺普代表の連名、⑧外交使節団長における墺普代表の交代、⑨墺普代表の一方が不在の場合における他邦の代行、⑩両邦代表とも不在の場合における第三邦の代行、以上を提案した。⁽¹⁶⁾ マントイフェルは続く2月27日の文書でも、ドレスデン会議の連邦改革を受諾する条件として、この10カ条を再掲し、また3月10日の文書では、オーストリアの悲願であったハプスブルク帝国領域全土の連邦加入を是認する条件として、連邦制度における墺普の対等関係を要求している。⁽¹⁷⁾

この3月10日には「連邦参議会」*Bundesrath* を連邦唯一の中央機関として編成する計画も提案された。その骨子は、①成員17・票数70（墺普：各10票、中等4邦：各4票、バーデン及び両ヘッセン：各3票、残る諸邦から計8名：各3票）、②多数決制の原則、問題に応じて2/3・3/4以上の同意必要、全会一致の場合は全邦が1票を保持、③墺普両邦の共同性・対等性、議長 *der Vorsitz* の輪番制度、④各邦全権代表の権限として諸邦政府の指示なき投票、⑤連邦参議会の内部に執行機関 *Vollziehungsrath* を設置、その成員5名は、墺普から各1、連邦参議会の多数決で1名、中等4邦の単独投票 *Viril-Stimme* で1名、残る諸邦の集団投票 *Kuria-Stimme* で1名、⑥執行機関の多数決制、⑦執行機関の権限は連邦議会が決定、⑧軍事機構はドレスデン会議に委任、以上であった。⁽¹⁸⁾

これに対してシュヴァルツェンベルクは、3月2日の回状 *Zirkulardepesche* によって、各邦に対して個別利害よりも国内統一を優先するべきこと、ドレスデン会議が失敗した場合の弊害を訴える一方、⁽¹⁹⁾ 3月4日の文書では、1850年10月28日のワルシャワ合意を根拠として、墺普両国の議長輪番を却下する一方、3月17日の文書では、ハプスブルク帝国領土全域の連邦編入に執着した。またプロイセンの提案する上記3月10日付け連邦参議会計画については、中等4邦に有利な投票配分を求め、墺普の対等関係を骨抜きにする修正を加えた。⁽²⁰⁾

このためマントイフェルは3月17日の最後通告で、執行機関における議長の輪番制度、成員3名の選出方法に関する提案に固執した。⁽²¹⁾ だがオーストリアが新たな連邦制度を受諾する見通しが無い以上、プロイセンにとって残された道は旧来の連邦制度への復帰しか無く、直後3月27日の文書によって、旧ドイツ連合計画の加盟諸邦に対してフランクフルト連邦議会への復帰を通告し、事実上ドレスデン会議から撤退する意向を表明したのである。⁽²²⁾

シュヴァルツェンベルクは3月29日・30日に駐普大使プロケシュ・フォン・オステン *Anton Prokesch von Osten*（在任1849-53年）に対して書簡を送り、プロイセン政府の対応に対する疑問・失望を伝達している。⁽²³⁾ だが4月1日の第7回総会では第二委員会の連邦機関・諸邦関係に関する報告を採択するとともに、⁽²⁴⁾ 続く4月9日の文書では連邦主席 *Bundespräsidium* の制度に関する原案を示し、当該制度におけるオーストリアの優位を示唆することによってプロイセンの要求をあらためて否定した反面、プロイセンの連邦復帰・改革交渉を歓迎する用意を示した。⁽²⁵⁾ また4月20日には、会議終結に向けて実現するべき課題として、①投票方式に関する第二委員会の提案（2月28日）、②連邦権力に関する第二委員会の原案（4月1日）、③いわゆる基本権 *Grundrechte* の排除、④関税統一に関する第三委員会の提案（必要に応じてフランクフルト連邦議会で継続審議）、⑤投票原則に関する第一委員会の要求（本国の命令が無くとも全権代表の責任で投票）、⑥内外危

機に対応した常備軍隊(兵力125,000)の維持及び各邦の負担、以上の6項目を提示している。⁽²⁶⁾

最終的に4月25日に第二委員会の報告が提出され、1848年革命の成果である基本権を排除すること、君主制原理を強化することを提案している。また付属文書では国民代表制度の導入を否定し、連邦はあくまで君主制諸政府の連邦的な統合体 *eine föderative Vereinigung souveräner Regierungen* であるとしている。⁽²⁷⁾ 続く4月28日には第一委員会の報告が提出され、連邦議会における投票方法及び連邦決議に基づく諸邦の兵力供出について当初原案(2月12日)の緩和を提案している。⁽²⁸⁾

註

- (01) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 22, S. 117- 118; Dok. 25, S. 128- 131; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S.65- 69.
- (02) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 26, S. 131- 132.
- (03) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 31, S. 142- 144.
- (04) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 35, S. 151- 154; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S.69- 74.
- (05) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 41, S. 165- 172.
- (06) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 40, S. 163- 164.
- (07) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 37, S. 155- 156; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 43- 46, 153- 154; E. R. Huber, *Deutsche Verfassungs Geschichte seit 1789*, 8Bde., Stuttgart, 1960 (2. Aufl., 1988), Bd. 2, S. 923.
- (08) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 38, S. 156- 159.
- (09) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 52, S. 211- 219; K. Samwer, *Die Dresdener Konferenzen*, 1851, S. 84- 85.
- (10) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 39, S. 160- 162.
- (11) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 42, S. 173.
- (12) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 53, S. 220- 235; K. Samwer, *a. a. O.*, S. 94- 95.
- (13) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 50, S. 202- 209.
- (14) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 54, S. 237- 297; K. Samwer, *a. a. O.*, S. 72. なお棄権した5邦のうち、シュヴァルツブルク＝ゾンデルスハウゼン、シャウムブルク＝リッペはどちらかと言えば賛成ながら保留、ホルシュタイン・ラウエンブルク、ルクセンブルク・リンブルク、ヘッセン＝ホンブルクは見解を明示していない。
- (15) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 924; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 101- 106; J. Müller, *Deutscher Bund und deutsche Nation 1848- 1866*, Göttingen, 2005, S. 58- 59; ders., „...das dringende Bedürfnis für Deutschland‘: Die neue Bundesexekutive und ihre Kompetenzen“, J. Flöter/ G. Wartenberg (Hg.), *a. a. O.*, S. 173- 174.
- (16) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 55, S. 297- 301; E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 924.
- (17) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 56, S. 301- 307; Dok. 62, S. 346- 351; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 178- 181, 186- 193.
- (18) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 68, S. 368- 372.
- (19) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 60, S. 338- 340.
- (20) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 61, S. 340- 345; Dok. 67, S. 361- 368; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 182- 186, 194- 207. ワルシャワ合意については、拙稿(中)、37頁。
- (21) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 70, S. 376- 383.
- (22) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 71, S. 383- 384; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, 158- 159. E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 925. ただしプロイセン全権代表はその後も5月15日の最終総会まで出席を続けている。
- (23) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 73, S. 387- 388.
- (24) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 74, S. 389- 392.
- (25) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 77, S. 397- 404; Dok. 78, S. 404- 411; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 207- 213.
- (26) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 80, S. 412- 415.
- (27) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 82-a, S. 419- 444; Dok. 82-b, S. 444- 455. なお4月19日にはザクセン全権ボイストの連邦改革＝国民代表機関の創設構想も提示された。*QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 82-c, S. 456- 463; 時野谷、前掲稿。
- (28) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 85, S. 485- 487.

（3）関税制度の統一：第三委員会

次に第三委員会における関税問題の議論について、各邦の対応に留意しながら確認しよう。

① 中等諸邦

a) バイエレン王国

第三委員会の議長国バイエレンの枢密院参事官クラインシュロット Karl Kleinschrod は、会議直前 1850 年 12 月 23 日にドイツ関税・貿易問題に関する覚書を作成しており、覚書は同国全権フォルテンを通じて、12 月 31 日に第三委員会に提出された。以下、その概要を確認しよう。⁽⁰¹⁾

「ドイツ連邦規約・第 19 条は、『連邦諸邦はフランクフルト連邦議会において貿易・交通・航行制度を審議する権利を保持すること』を規定し、またウィーン最終規約・第 65 条は、『連邦規約の当該条項の遂行に関して、共同の合意に達すること』を確認したが、いずれも実行されていない。このため過去 35 年間、全ドイツの福祉、産業発展、貿易・航行活動は、外国産業の市場進出・資源収奪に直面してきた。「連邦が経済統一を放棄してきたことは明らかである」が、しかし「数世紀にわたり様々な境界・局地関税を維持してきた連邦諸邦を共通の交通・関税制度へと統合することが困難な課題であったことも確かである」。「しかしドイツ産業が成長するなか、種々の関税領域を統合・拡大し、諸邦相互の取引活動を促進する必要が高まったため、一部の諸邦は有期条約によって関税同盟を形成している。たがその有益な経済効果にもかかわらず、依然として多くの諸邦がいずれの同盟にも加盟せず、現在合計 9 つの関税領域が併存している。しかもドイツ関税同盟は沿岸諸邦・港湾都市と接続せず、外国市場における統一的な代表組織も持っていない」。⁽⁰²⁾

「このためドイツ産業は世界貿易の展開において他の工業諸国に遅れをとっているほか、近年では伝統的な麻織物工業が衰退の危機に直面している。貿易主体としてのドイツは、大国としての地位に似つかわしくないものである。ドイツの商業的・産業的な統一は、政治的な統一とともに、今や全ての連邦諸邦の悲願となっている」。「ドイツの政治統一を求める意識は、ドイツの経済発展とともに高まったのであり、経済利害こそ諸邦を連結する紐帯である。ドイツの政治統一に関する規定は、経済統一に関する基礎を提供して初めて強固なものとなるだろう」。「以上の観点は本年 5 月 3 日のオーストリア商相覚書に表明されており、次の一文に最も良く表されている。すなわち、『我々の時代の政治統一は、同時に関税同盟でなければならず、またその逆も然りである』」。⁽⁰³⁾

「確かに連邦諸邦における関税制度の相違、産業・貿易利害の差異を踏まえると、関税統一の条約の締結は不可能に見える。だがこの障害は、ドイツ関税同盟・オーストリアの二大組織から 7 つの局地的な関税制度が除外されている状況を適切に利用すれば回避できる。オーストリアの関税改革が実現すれば、二大組織の合意はそれほど困難ではないし、他の諸邦についても、地理的位置・経済的地位を考慮して便宜を図れば、関税統一も不可能ではない」。また「ドイツ関税同盟の有効期限は、その基本条約・第 41 条によって、『ドイツ連邦規約・第 19 条の趣旨に基づく連邦諸邦の共同措置に関する合意が実現しない場合にのみ』効力を持つ以上、関税統一の障害とはならない」。このため「バイエレン政府は既に関税同盟の諸邦と交渉してきた」し、「1850 年 7-10 月のカッセル総会では、ハノーファー・ザクセン・バイエレン・ヴェルテンベルクの中等 4 邦が、ドイツ関税同盟・オーストリアの関税統一を提起している」。「こうした関税統一の実現には、一方では国内産業の混乱を回避するため必要な準備期間を確保すること、他方では関税統一の成果を実感するため十分な流通の促進を図ることが必要である。周知のように 1829 年に 3 つの局地的な関税同盟が成立したが、これらの条件を調整し、1834 年に単一のドイツ関税同盟が成立している」。⁽⁰⁴⁾

かくして「今後、ドイツ関税同盟・オーストリアの交通・通商条約によって、全ドイツ関税連合

を実現するには、以下が必要である。すなわち、①あらゆる国産商品に対する輸入関税の免除、かつ相手の関税領域内部における自由な流通、②一部の国産商品は除外：a) 専売品目、b) 当該の関税領域において極端に高率な輸入関税が課されている商品、c) 高率な輸入関税が課されている外国産品との識別が困難な商品、d) 生産経費・製造条件が他の関税領域より著しく不利な商品、将来的には段階的税率削減を検討、③あらゆる国産商品に対する通過関税の免除、④あらゆる輸出産品に対する輸出関税の免除、一部の工業原料は除外、⑤契約目的の市場訪問に関する料金免除、発明特許・商標登録に関する加盟諸邦市民の平等待遇、共通法制の採用、⑥街路・橋梁・道路料金の緩和・標準化、⑦主要商品の輸送が依存する幹線鉄道の建設・維持管理、⑧通貨・度量衡制度の統一、旧制度廃止への暫定的な配慮、⑨運河・水門・橋梁・渡船・港湾・貨車・荷積・荷降・その他流通を促進する設備の使用に関する加盟諸邦市民の平等待遇、⑩密輸取締における協力」、である。「この提案をカッセル総会に提案した際には、ドイツ関税同盟・オーストリアの協定を想定していたが、全ドイツ諸邦を包摂する交通・通商条約の基礎としても機能しうる。重要な産業部門に対して十分な移行期間・適切な保護措置を供与し、流通活動を大幅に緩和し、密輸活動を防止すれば、実現は十分可能である。その結果、ドイツ国民経済もドイツ諸邦政府も未曾有の利益を獲得する一方、いずれの産業部門・個別利害でも損失・損害は発生しないはずである」。

「以上を踏まえて、今後以下の事項が追求されるべきである。すなわち、I：包括的な交通・通商条約の締結と、全ドイツ連邦諸邦の関税・貿易統一の実現、II：ドイツ河川航行に関する航行・料金規定の制定、III：国旗・港湾・船団規定など海洋航行に関する全般的な航行法の制定、IV：全ドイツ連邦諸邦の領事制度の改正、各邦領事の共通基準の設定、である」。(65)

かくして第三委員会の座長バイエルンはオーストリアの中欧関税連合を強く支持した。

b) ザクセン王国

他方、ザクセン王国は1851年1月1日に覚書を提出している。その内容は以下の通りである。(66)

「ドイツ諸邦は、国際条約・連邦体制よりも、交通・日常生活の需要・欲求によって強固に結びついている。1848年の革命によって絶対主義やドイツ連邦は解体したが、ドイツ関税同盟は存続したのである。諸邦が団結してきたのは、政治的な共感や慣習・言語の親和性ではなく、単に利害の共通性による」。「連邦制度への不満として、物質的な利害は重要である。物質的な利害は、その政治思想にかかわらず、多くの国民にとって死活問題である。現代の課題は、動乱の鎮圧だけでなく、その復活の阻止にある。連邦組織の効率的・積極的な権限が制限されれば、従来の弊害が再来する。連邦組織は、貿易問題、郵便＝鉄道問題、通貨＝度量衡問題、その他流通に関わる問題について統一制度を実現せず、このため無数の関税障壁が乱立し、通行料金が水路・陸路の交通を阻害しているほか、在外利害を保護する機構も欠如しており、これらの解決が先決である」。

「だが連邦機関が整備されても、暫定的な移行期間の設定や、既存の保護制度への配慮が無ければ、利益の偏差に対する反発は高まる。強権的・一方的な干渉は、物質的な利害対立を深めるだけである」。「これまでも経済関係の統一に向けた努力が無かった訳ではなく、多様な利害や対立によって阻害されてきたが、多くの人々はその和解・調整を期待している。ドレスデン会議では物質的な利害に関する原則も合意するべきである」。「国民議会の提起する平準化システムは、農業と工業、半製品と完成品、組合規制と自由営業の対立を深めかねない。個人の苦境や特定部門の衰退を誤った原因に求め、真の利益を見落とす傾向が広がっている。ドイツの政治的な再生の時代に、経済的な分裂に陥れば、誰も幸福・利益は得られず、そうした政治関係も永続するまい」。(67)

「経済利害の方針について合意する上で今以上の好機はない。諸邦代表は可能な限り迅速に国民の

求めに応える意志を持ち、したがって全体の福祉のために様々な領域で妥協・犠牲を受容する用意がある。また郵便・電信分野あるいは鉄道における統合計画の動き、関税表・ライン・エルベ関税に関する交渉の開始、3大関税領域における接近の兆候を確認できる。「ドイツ関税同盟は17年目の更新を控え、抜本的な再編の時期にあるが、今回は拡大無き延長は期待されまい」。

「だが会議では何がなされるべきか。会議では、各邦の法制・制度に関する合意、及び差異の除去に向けて努力すること、必要な知識・情報が不足する問題の検討は保留し、むしろ共通の目的を明確にすること、執行機関を検討すること、以上の達成は容易である。通商制度、郵便＝鉄道制度、通貨・度量衡の合意や河川交通の自由化を否定する個別の利害に正当な価値はない」。「これに対して関税問題の解決ははるかに困難である。境界関税を除去する必然性に対する異論は全く無いが、その実現には、条約によって原則を規定し、準備機関を組織することが必要である」。

「関税統一の方法としては、既存の全ての関税連合を一度解体し、全邦の共同交渉を通じて統一的なドイツ関税同盟を編成することも考えられよう。だがこの方法は取り得るなかで最も困難なものである。その結果、より多くの個別利害へと分裂するか、せいぜいいくつかの関税グループが編成されるにとどまり、関税統一の実現には程遠い」。「唯一の現実的な方法は、既存の関税同盟を基礎として組織することである。その際、共通関税の運用から関税収入の配分まで即時・完全に統合することは至難であって、一定の準備期間を経て統合することが肝要である」。⁽⁰⁸⁾

「関税統一を阻害する障害のなかで、通貨制度の分裂、オーストリアの紙幣流通、北ドイツ港湾をめぐる問題は容易に解消される」が、「以下の問題は慎重な検討・対応が必要である」。「第一に北・南ドイツ関税・通商制度の違いである。各地の個別利害（ハンブルク・シュテッティン商人、東西プロイセン土地所有者、ヴェストファーレン染色業者、バイエルン紡績業者）の陳情を容認する限り、協調は難しい。ザクセン国内でも経済対立は存在し、ライプツィヒ商業が縮小、一部の工業部門、とりわけ半製品部門が停滞する一方、農業生産は増大し、紡績・織布業者も成長している。だが伝統から脱却した新たなシステムと、長く慣れ親しみながらも欠陥が多い市場と、どちらを選択するべきかを迷う余地は無い。人々はいまや自由貿易と保護貿易とを接合する試みを放棄し、経済利害の損失に対する市場拡大・取引増大の驚くべき治癒力を評価し、精力的に事業に取り組んでいる。国内産業に関しては、国境での保護の解除によってではなく、むしろ国境自体を押し広げ、国内市場を拡大することで、自由貿易の理念を実現しようと努力している。オーストリア産業が関税同盟の水準まで大幅な関税を引き下げ、北ドイツ諸邦が植民地産品・ワイン関税を関税同盟の水準まで引き上げることに、移行期間無く同意することはありえない。しかし自由貿易の必要をめぐる全面的な譲歩や入念な配慮を通じて相互に接近し、対立を調整すれば、将来的な結合は可能である」。現に「1829年の北ドイツ関税同盟と南ドイツ関税同盟との通商条約も、関税統合を義務付けなかったにもかかわらず、結果的には巨大な関税同盟に帰結することになった」。

「移行期間が必要となる第二の問題は関税行政の差異」であり、「第三の問題は関税収入の配分原則に必要な統計資料の欠如である」が、「現在開催されている（ドレスデン）会議は、何よりも政治的な性格の会議であって、経済利害に関する条約の詳細を議論したり、準備条約の詳細に関する規定を作成する機会としては想定されていない。しかし会議は意志を確認し、今後の方針を示し、この方針にしたがって目標を遂行する組織を生み出すことはできる。そのような組織の存在は無限の利益となるだろう」。「この会議で大きな目標を達成するには、経済利害に関する目標も達成しなければならない。政治問題とともに経済問題も解決されれば、政治問題のみ決着したり、経済問題の検討を留保する場合に比べて、はるかに満足できる結果が期待される」。

かくしてザクセン政府は、連邦規約・第19条及びウィーン最終規約・第64条を根拠として、「全ドイツ諸邦は、共通の関税・貿易制度をもつ単一の関税・貿易領域への統合、共通的な交通組織の合意形成、国内交通の完全な自由、既存の関税同盟の相互接近のために、不断に努力すること」を發議し、審議事項として「①関税の接近、②可能な限り共通の関税組織、③相互の運営管理、及び関税統計の作成、④通過貿易の促進、⑤河川交通、⑥原料・免税品目の自由流通、⑦工業製品の相互流通、⑧貿易・流通・生産諸法を制定する常置委員会の設立」、以上を提案している。⁽⁹⁾

以上の如くドレスデン会議主催国のザクセンもまた関税連合計画の推進を主張したのである。

c) ヴュルテンベルク・ハノーファー王国

残る中等2邦に関する情報は限られるが、必要な範囲で言及しておきたい。まず会議前夜に上記2邦とのシュツットガルト合意を準備したヴュルテンベルク王国であるが、政治的にはプロイセンの台頭を牽制する中等4邦の協調を提唱したものの、その反面オーストリアの覇権も許容した訳ではなく、オーストリアが支配体制を復活する手段として関税連合を利用することを警戒していた。したがって第三委員会の1月22日の会合では、関税問題はあくまで諸邦の経済利害から判断するべきであるとして、ひとまずドイツ関税同盟・オーストリアの通商条約を実現し、その上で中欧全体の関税連合を実現するべきとの見解を示している。上記バイエルン・ザクセンと同じく、政治的にはプロイセンに対抗するべくオーストリアと接近しながら、経済的にはドイツ関税同盟を継承するべくオーストリアの中欧関税連合には距離を取っていたと言えよう。⁽¹⁰⁾

他方ハノーファー王国は、政治的には中等諸邦と連携したものの、経済的にはドイツ関税同盟には加盟せず、むしろ1834年より「北ドイツ租税同盟」*Steuerverein* (ハノーファー・ブラウンシュヴァイク・オルデンブルク・リッペ＝シャウムブルク)の盟主であった点が上記諸邦と大きく異なる。ハノーファー王国は、その立地から東西プロイセンを連結するほか、エルベ川・北海を經由して西欧・海外市場と接続するため、流通活動を促進する自由貿易政策を採用しており、また1837年にイギリス女王ヴィクトリア(在位1837-1901年)の即位によってイギリスとの同君連合こそ解消するものの、1844年の航海条約によってイギリスとの通商関係は維持していた。このためハノーファーは中欧関税連合の保護貿易路線よりも、ドイツ関税同盟の低率関税に親和性をもっており、現に三月革命で成立したベニクセン＝シュテューフェ内閣 *Bennigsen- Stüve* は、1849年5月の三王同盟の締結に見られる如く、もともとプロイセンとの接近に好意的であった。ハノーファーの場合、中欧関税連合計画における攪乱要因として作用する危険があったと言えよう。⁽¹¹⁾

d) 小規模邦

最後に小規模邦に付言すれば、その多くは政治的にはプロイセンのドイツ連合計画を支持し、また少なからぬ諸邦がその本土・属領をプロイセン領内に保有したため、商品流通に関してはプロイセンとほぼ利害を共有しており、経済的にもドイツ関税同盟に加盟していた。

だが小規模邦にとってドイツ関税同盟は、単なる商品流通・市場問題ではなく、あわせて国庫利害・関税収入の観点から重要な存在であった。断片的な情報であるが、関税同盟の成立する1830年代の前後で比較した場合(表4)、関税収入の比重は、1820年代には10%程度であったが、1850年前後には中等規模のバイエルンで15%程度、小規模邦のバーデン・ナッサウではいずれも20%前後に倍増している。ドイツ関税同盟は関税収入を原則として人口規模に比例して配分する方式を採用していたから、国内に有力産業をもたない弱小諸邦にとって、関税収入の配分は重要な財源であった。なかでも1848年の三月革命によって多くの小規模邦でも三月内閣が成立し、立憲主義が採用された結果、政府の邦内課税に対する議会の統制は強まっていた。このため各邦政府は、議会の課

税承認権から掣肘を受けない自由な財源として、関税収入に対する期待は高まっていたと言える。かくして小規模邦の場合、財源基盤として今や不可欠な存在となったドイツ関税同盟の安定した更新を求めることになる。⁽¹²⁾

また自由都市のバルト海沿岸ハンザ都市群 *Hansestädte*（ハンブルク・ブレーメン・リュウベック）は中継貿易の拠点として自由貿易を選好し、ドイツ

関税同盟にも加入していない。第三委員会にはハンブルク代表バンクス Edward Banks が参加したが、外務担当メルク Karl Hermann Merck は一定の保護制度を想定する関税連合に不信を示した。⁽¹³⁾

② オーストリア帝国

これに対して関税連合計画の生みの親であるオーストリアでは微妙な意見対立が存在する。

a) 全権代表ブオル

1850年1月8日の第三委員会・第1回会合において、オーストリアの意見が提出された。⁽¹⁴⁾ それによれば、「オーストリア政府は、バイエルン・ザクセン両邦の発議したドイツ諸邦・オーストリアの経済統合を支持する。そもそも帝国政府は既に同様の主旨の提案を作成・公表しており、その実現に向けて努力を続けているところである。経済的な融合は、これまで停滞してきた政治的な統合を実現する手段としても、有効である」。「帝国政府は、バイエルン・ザクセン両邦の提案として、まず先行的に貿易・航行・通商条約を締結し、その上で完全な貿易・関税統合に移行すべきこと、問題の詳細は別途招集される専門家会議 *eine Versammlung sachkundiger Abgeordneten* に委ねるべきことに同意する」。だが「ザクセン覚書は、統合の目標・方向とその手段を明示しているものの、その根拠が十分ではない。このままでは通商条約の締結が関税統合へと帰結する保証はない。他方バイエルン覚書は、統合する必要の根拠を提示しており、ザクセン覚書を補完する関係にある。だがバイエルン覚書の論点も多くの修正・補完を必要としており、このままでは通商条約が関税統合へと移行する保証はない。それ故にこれらの覚書は大いに検討する価値がある」。

「このため帝国政府は、次のように提案する。①ザクセン提案については、バイエルン提案によって補完しながら採択すること、②バイエルン提案については、理由を確定する論点として活用するべく、貿易・関税統合の準備に向けた通商条約のなかに採用すること、以上である」。

この提案を受けて第三委員会は「実態調査委員会」*Sachverständigenkommission* の編成を決議し、第三委員会の関係諸邦から通商問題の専門官僚を招聘し、同年1月26日に活動を開始した。⁽¹⁵⁾

b) 商相ブルック

オーストリアは実態調査委員会メンバーとして大臣顧問ホック Karl von Hock を任命し、⁽¹⁶⁾ 商相ブルックは、1851年1月27日の文書で、以下12項目の指示を与えている。すなわち、

「第1項：大臣顧問は経済問題の審議において全権代表ブオルと協力すること。両者の意見が相違した場合は速やかに本国政府の指示を受け、緊急の場合は全権ブオルの意向を優先すること。

第2項：ドレスデン会議における経済問題の決議を連邦法 *Bundesgesetze* として制定すること。連邦諸邦が加盟する関税同盟相互の個別交渉はドレスデン会議の決議・命令にしたがうこと。

第3項：使節の使命はオーストリア・ドイツの関税・通商連合の実現である。

表4 諸邦財政に占める関税収入の比率 (%)

	1819	1820	1833	1849	1850
バイエルン	8.1				15.8
バーデン		9.4			19.6
ナッサウ			12.1	22.1	

典拠) H.- W. Hahn, “Die Dresdener Konferenz: Chance eines handelspolitischen Neubeginns in Deutschland?”, J. Flöter/ G. Wartenberg(Hg), *Die Dresdener Konferenz 1850/51: Föderalisierung des Deutschen Bundes versus Machtinteressen der Einzelstaaten*, Leipzig, 2002, S. 228.

第4項：以下2つの目的を達成するため、ザクセン提案を必要に応じて修正し、採択すること。

①ドイツ関税・貿易統合の実現に向けた連邦法の制定。

②ドイツ関税・貿易統合を準備する通商条約の承認、作業委員会の設立。

第5項：委員会の条約交渉は、①オーストリア・関税同盟間で、②北ドイツ諸邦間で、③オーストリア・関税同盟と北ドイツ諸邦との間で、想定される。その際、ドイツ関税同盟・北ドイツ諸邦間の交渉が、ドイツ関税同盟・オーストリア間の交渉に先行しないよう留意すること。

第6項：既に通商条約の草案は作成してあるが、交渉の過程において必要に応じて修正される。バイエルン提案も、関税統一に対する保証を欠いているが、考慮される。

第7項：ドイツの政治統一における準備段階として関税・貿易統一の意義・必要を示すこと。

第8項：プロイセンをオーストリアの意向に同意させること。このためホックはベルリン経由でドレスデンに向かい、統一見解をもって第三委員会・ドレスデン会議に参加すること。

第9項：ハノーファー・ハンブルクについては、オーストリアにおける大幅な関税引下、北ドイツ都市における自由港制度の保証によって、同意を得ることができる。

第10項：デンマークについては、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題における譲歩を手段として、同国及びシュレスヴィヒ・ホルシュタインの関税同盟編入を実現することができる。

第11項：ザクセン・バイエルン両邦は、貿易・関税統一の支持者として機能している。またドイツ関税同盟・北ドイツ租税同盟のみが合同した場合における損失を主張している。

第12項：1851年末にドイツ関税同盟の延長交渉が予定されているが、ドレスデン会議の関税統一が決議されない限り、保留する」、以上である（下線は引用者）。⁽¹⁷⁾

ブルックの指示を受けて、ホックはドレスデンへの途上ベルリンを訪問し、プロイセン政府と関税統一を協議している。プロイセン商相デルブリュックは、オーストリアにおける①関税制度の高率水準、②関税行政の非効率性、③タバコ専売制度の存在、④税収統計の不備を根拠に難色を示したが、ホックの認識では関税同盟における覇権喪失の危惧が最大の要因であった。⁽¹⁸⁾ またホックはドレスデン到着後2月5日には第三委員会・実態調査委員会のハンブルク代表パンクス及びゲフケン Heinrich von Geffken と会談し、ハンブルクをはじめハンザ諸都市を壙領トリエステと同様な自由港 *Freihafen* に指定すること、従来通り自由貿易を保証することを示唆し、関税連合への参加を求めている。だがハンブルク代表はその効果を確信できず、明確な回答を避けている。⁽¹⁹⁾

c) 宰相シュヴァルツェンベルク

これに対して宰相シュヴァルツェンベルクは、同年1月31日の全権代表ブオル宛て書簡において商相ブルックの方針に疑問を示している。すなわち、「(ブルックの)文書ではドイツ諸邦との関税・貿易統合が目指すべき最終目標として主張され、その手段として連邦法の承認が要求されている」。だが「ドイツ関税同盟＝オーストリアの経済統合の意義は、経済面においてよりも政治面において大きい」。また「ザクセン覚書は経済・政治問題が同時に解決されることを期待しているが、個別の課題を放棄しない限り、任務を達成することはできないであろう」。「重要なことは、あくまで新たな基本法において可能な限り公式に関税統一の原則を承認し、この原則を実現する特別委員会を連邦機関に設置することである。これらの範囲を越える問題は、現行の第三委員会に検討の能力・余裕があったとしても、今後の個別諸邦・関税同盟の交渉に委ねるべきである」。⁽²⁰⁾

かくしてシュヴァルツェンベルクは、同年1月31日の商相ブルック宛て書簡において、方針の修正を要請している。すなわち、「全権代表の使命は、ドレスデン会議の決議が遅延・中断しないよう、連邦法改正の適用対象となる問題に専念することである」。「我々は、連邦法によって関税・

貿易問題に対応するには、あらゆる個別的な努力とともに、むしろ連邦規約第 19 条・ウィーン最終規約第 64 条よりも優良なものを実現することが必要である。「ドレスデン会議において相互に対立する様々な個別利害に対応しようとするれば、この目標を実現する機会を逸するであろう」。

この観点から、ホックへの指示事項の第 2・4・5 項が次の通り修正された。すなわち、
「第 2 項：ドレスデン会議の決議を連邦法として認可するには、連邦邦規定の改正に関する原則に従う必要があり、ドレスデン会議自身に連邦法を制定する権限はない。また連邦諸邦・関税同盟の個別交渉はドレスデン会議の決議・命令に拘束されない。

第 4 項：連邦法の改正によって実現されるべきは以下の 2 点である。

- ① 関税・貿易統合の原則の採択
- ② 連邦中央機関に附属する作業委員会の設立

ドレスデン会議は自らの附属組織として作業委員会を設置するべきではなく、ドレスデン会議が連邦法の適用を採択し次第、当該会議及び第三委員会は解散される。

第 5 項：この条項は、ドレスデン会議における連邦国制の問題と、個別諸邦の交渉における国制以外の連邦問題との密接な関係を阻害する危険がある」、以上である（下線は引用者）。⁽²¹⁾

全体として、宰相シュヴァルツェンベルクは七千万人帝国を建設する上で、政治的には中等諸邦と連携したプロイセン包囲を形成するなか、経済統一もその手段として位置付け、したがって新たな連邦組織の法制での実現を求めたのであった。対して商相ブルックはあくまで関税統合による流通促進・産業成長の経済効果を重視し、場合によってはプロイセンとの協調関係＝関税同盟・オーストリア通商条約も検討するなか、関税統一は連邦制度の再編まで先送りせず、眼前のドレスデン会議での決着に固執したのである。関税統一をめぐる政治路線・経済構想の乖離が認められよう。

③ プロイセン王国

最後にドイツ関税同盟の盟主であるプロイセンの対応を見よう。

i) 首相マントイフェル

首相マントイフェルは 1851 年 2 月 2 日のデルブリュック宛て覚書によって、関税統一計画に対する立場を表明している。すなわち、「バイエルン・ザクセン・オーストリア提案には経済問題を連邦の管轄領域として扱う意識があるが、この考えには反対する。周知のように連邦議会は、各邦で構造が異なる財政・経済制度の問題に関して、何ら有益な効果を生み出せなかった。連邦規約第 19 条は事実上失効し、当該条項に立ち返る理由はない。ドイツ連邦の再建をめぐるプロイセンが自身の有利な立場を放棄すれば、政治的な損失となる。プロイセンはこれまで自身の経済政策によって成果を獲得してきた以上、経済政策の自由を確保することは喫緊の課題である」。

「連邦の管轄領域としては、個別の経済利害に関する問題のみ委ねられるべきである。また連邦法による調整は、既にプロイセンに存在する原則を全ドイツに適用する場合や、プロイセン利害に有益で、かつ関税同盟に損害とならない問題に限られるべきである。それ以外のあらゆる問題、とりわけ関税制度の調整は、連邦法から独立した通商同盟・諸邦協定の自由な判断に留保されるべきである。連邦の管轄する問題は、輸入・輸出規定、交通制度の利用、市場・度量衡・通貨制度、保険制度、移民・特許・貿易＝海洋法に関する規定に限られるべきである」。⁽²²⁾

かくしてプロイセンは、経済問題において自由裁量権を確保する必要があること、関税・貿易問題の調整は連邦に委任されてはならないこと、個別的な問題についてのみ連邦が関与するべきであることを指摘し、全体としてドイツ関税・貿易統一の実現に対する不信を表明したのである。その反面、ザクセン・バイエルンの提起した運輸・通貨制度の統一に同意したことも留意される。

ii) ヴィースバーデン会議

商相デルブリュックは、前述の如くドレスデン会議と並行してヴィースバーデン会議を開催し、関税同盟の更新交渉を進めた。これまでドイツ関税同盟は、東エルベ・ユンカー経営の穀物輸出に配慮して自由貿易を維持してきたが、ドレスデン会議における中欧関税連合計画は国内産業に配慮して一定の保護制度を想定し、南部（バイエルン・ヴュルテンベルク）・中部諸邦（ヘッセン選帝侯国・ヘッセン＝ダルムシュタット）の産業利害に支持されたから、ドイツ関税同盟の更新を実現するには関税制度の再編が不可欠であった。だがザクセンは、自邦が主催するドレスデン会議での関税問題の審議を尊重するべきことを主張し、ヴィースバーデン会議における関税交渉を拒否している。また第三委員会の議長国バイエルンもドレスデン会議の関税交渉を優先するよう主張した。関税同盟総会における議決は全会一致を原則としたから、プロイセンが単独で抵抗することは難しく、このため総会ではドレスデン会議と抵触しない軽微な問題のみ検討するにとどまった。

ドレスデン会議の終了後に審議が再開するが、5月24日の会議ではタバコ輸入関税の引上（15から20ターラー）こそ確認されたものの、他の品目の関税引上はブラウンシュヴァイクの反対によって挫折し、むしろ多く原料関税の削減、なかでも通過関税 *Durohgangsabgaben* の緩和（ハンドレッドウェイト当たり15銀グロッシェンから10銀グロッシェンへの引下）が確認された。ヴィースバーデン会議は同盟更新に十分な展望をもてないまま6月23日に解散している。⁽²³⁾

iii) 北ドイツ租税同盟との接近

プロイセンは、ドレスデン会議の関税統一計画に消極的な態度をとる一方、ドイツ関税同盟の拡大は積極的に模索している。その方向として北ドイツ租税同盟との接続が追求され、ドレスデン会議と並行してハノーファー関税局長クレンツェ *Otto Karl Klenze* と交渉が進められた。⁽²⁴⁾ ハノーファーとの通商交渉は1840年代に遡るが、植民地産品の輸入税率や専売制度の免除に加え、なかでも関税収入の配分方法をめぐって交渉が難航した。ドイツ関税同盟は関税収入を加盟諸邦の人口規模に比例して配分していたが、ハノーファーは長い海岸線・港湾を保持するため、外国貿易の窓口として税関手続・関税徴収の業務を遂行する立場にあったから、単純な人口比率に基づく正規配分に加えて追加配分を要求したのである。この財政的な優遇措置の保証が交渉の焦点であった。⁽²⁵⁾

④ 最終報告

第三委員会の実態調査委員会は3月9日に「貿易・交通振興に関する諸邦の合意草案」を提出し、第三委員会は3月15日の第6回総会に最終報告として提出した。⁽²⁶⁾ 総会は草案を審議の上、各邦に環流して意見を求め、4月25日にあらためて修正提案を提出した。⁽²⁷⁾

草案の趣旨は、貿易・交通に関する諸邦相互の関係を強化し、かつ基本事項に関する平等待遇を実現し、「今日なお関税制度・経済状態の違いはあるものの、政治的な結合を念頭に置きながら、物質的な領域で密接に行動すること」を意図した。全21条の概要は以下の通りであるが（表5）、⁽²⁸⁾ 1850年5月のブルック第三覚書の14項目や上記のバイエルン・ザクセン覚書と対比すれば、全体として、域内貿易・各種運輸の自由・対等関係など、かなりの項目が委員会草案に反映されたと言える。また第19条では適用対象として非ドイツ領域を含めたことも注目されよう。だが関税統一については、将来的に全ての諸邦が「条約によって全ドイツの単一の関税・貿易領域へと統一すること」を目標として想定したものの、即時の実行は見合わされ、第18条では1858年1月における関税統一会議の開催を予定するにとどめた。また諸邦の制度・実情の違いから、①全般的な貿易・海洋法、②平等な通貨・度量衡制度、③特許制度、④保険制度も草案対象では除外された。⁽²⁹⁾

表5 第三委員会報告：連邦諸邦の貿易・運輸振興に関する合意（案）

条	事項	概要	Ö	B	S
01	商品 流通	諸邦間のあらゆる商品の輸入・輸出・通過はどの諸邦でも禁止されない。以下は除く。 ①専売品目：塩・煙草・火薬・トランプ類・カレンダー等 ②公衆衛生の観点から輸入・通過が禁止されるもの。 ③有事における軍需物資。	②	① ②	⑥ ⑦
02	平等 待遇 付則	輸入・輸出・通過関税の設定において、他の連邦諸邦に対して非ドイツ諸邦を優遇してはならない。ただし非ドイツ諸邦との関税統一によって既に相手諸邦に優遇措置を認めている場合、また隣国乃至ヨーロッパ内属領から陸路経由で直接輸入する商品に対し、相手諸邦の優遇措置に対する反対給付として同様な優遇措置を認めている場合は除く。 付則 特定の領域・市場・経路の取引を優遇するような差別のみ禁止し、特定の国境地帯・通関地点における関税回避を抑止する必要での差別は除く。また生産国から直接輸入されるワインに対する輸入関税の優遇は除く。なお陸路経由は湖沼・河川・運河経由を含み、連邦諸邦の隣国は当該諸邦に隣接する諸国を指す。			
03	干渉 禁止	諸邦政府の集荷権・積替権は禁止される。またいかなる商品取引業者も曳航・検疫・通関手続の条件として特定地点での積載・荷卸・積替を強制されることはない。			
04	輸入 関税	付表A（省略）の品目は、連邦諸邦相互の移動に際して、輸入関税を免除される。自治体の消費税（アクチーゼAccise・オクトロイOktoroi）は除く。	③	①	①
05	輸出 関税 付則	付表B（省略）の品目のみ、連邦諸邦相互における移動に際して、輸出関税を賦課される。その税額は同表の金額を上限とする。 付則 ①価格騰貴を抑制するため、非ドイツ諸邦への食糧輸出に輸出関税を賦課する場合、税額は当該諸邦と関税協定を締結していない諸邦への輸出関税と同額とする。 ②輸出関税を廃止する諸邦は、廃止に伴う輸出情報の欠損を補填するため、隣接する諸邦から当該品目の輸入状況に関する情報を提供される。	③	④	①
06	通過 関税 付則	連邦諸邦相互における商品の通過に対する課税は現行以上に引き上げられてはならない。ただし課税業務の必要に基づく場合は除く。 10マイル以上の区間の移動に対しては、協定河川の区間を除いた距離に関して、ツェントナー当たり1.5銀グロッシュェンの税額が課される。 付表A・Bのもとで輸入・輸出関税とも免除される商品は、通過関税も免除される。 付則 ①非ドイツ諸国との通商条約によって通過関税の緩和・免除が規定されている場合、本条は適用されない。 ②連邦諸邦相互の条約によって当該諸邦相互の通過関税が規定されている場合、関係諸邦の合意のもとで当該条約は廃棄される。 ③既存の関税・租税同盟の範囲が変更される場合、関係諸邦は通過関税の規定について合意し、通過距離に応じた関税収入の比例配分に合意しなければならない。	③	③	④
07	密輸	連邦諸邦は密輸防止・取締のために尽力し、検挙のために相互に連携・協力する。		⑩	
08	船舶 航行	諸邦相互の船舶航行について、他邦の船舶は、自邦と同等な条件で、自邦と同等な船舶料金・貨物料金が賦課される。 連邦諸邦が、非ドイツ諸邦との通商条約によって、当該諸邦の船舶に優遇措置を承認している場合、他邦の船舶に対しても同等の措置が承認されねばならない。 同一邦内の諸港における継続的な貨物の積載・荷御は、他邦の船舶にも認められる。 他邦の船籍所属は、帰属諸邦の法律にしたがって判断される。 航行・港湾料金の査定に際して、他邦の船舶の積載能力に関する証明書類は、その帰		⑦	II

		属諸邦の法律にしたがったトン数証明Meßbriefで十分である。			
	付則	この規定は、軍艦には適用しない。			
09	海難費用	事故・緊急事態のために連邦諸邦の港湾に入港した船舶に関して、出港が不要に延期されず、貿易取引に利用されている限り、船舶航行・港湾料金は徴収されない。 事故船舶に積載されていた貨物の漂着物は、販売に向けられる場合のみ、陸路での再輸出に対する通過関税及び海難費用が賦課される。		III	
10	水路料金	連邦領内におけるあらゆる天然・人工の水路の航行に関して、どの諸邦に帰属する船長・船舶も、自邦の船長・船舶と同等の条件で、船舶・貨物に課金される。	⑥	III	⑤
	付則	自邦・他邦の交通機関が同等に待遇される料金として、河川料金も含まれる。ただしウィーン最終議定書・第108条及び第116条に基づく河川料金の権限は除く。			
11	施設料金	道路、通路、運河、水門、渡舟 Fährren、橋梁・橋梁入口、港湾・棧橋、航路標識・照明、水先案内 Lootsenwesen、運搬車輛、倉庫等々は、公共交通のために整備されている限り、官営・民間問わず、他邦業者は自邦業者と同等の条件・料金で使用できる。 料金は、灯台・水先案内を除き、施設・設備の実際の利用の場合にのみ課される。 料金は、固定資本の利子を含む維持費を超過してはならない。 隣接諸邦・外国と接続する街道における貨車の通行料金は、役畜1頭あるいは移動距離1マイルgeographische Meile (7,420m)あたり1銀グロッシェン以上の諸邦では現行額を上限として、同額未満の諸邦では同額を上限として、課される。陸上国境の通行料金は、区間距離との割合において、自邦領内の移動料金より高額ではない。 鉄道はこの規定を適用されず、第12・13条が適用される。	⑥	⑥ ⑨	
12	鉄道料金	連邦諸邦における鉄道輸送の時間・方法・価格に関して、他邦の旅客・貨物は、自邦の旅客・貨物より不利に待遇されてはならない。 どの連邦諸邦も、他邦向け・他邦由来の通過貿易に関して、自邦での積載・荷卸に課される鉄道料金より高い金額を課してはならない。	⑦	⑦	
13	貨物積替	全ての連邦諸邦は、領内における鉄道輸送が可能な限り促進されるよう、同じ場所に到着する路線の連結、輸送車輛の相互乗入に努力しなければならない。 国境で路線が直結し、車輛乗入が許可されている場合、関税・税務当局の検査が行われる邦内の場所まで施錠された貨車で運搬される商品は、輸入に関する積荷書類・料金証明が提出されていれば、国境での申告・荷卸・検査及び封印を免除される。 施錠された貨車で自邦を通過する他邦由来・他邦向け商品は、通過貿易に関する積荷書類・料金証明が提出され、通過関税の査定・徴収に必要な体制が鉄道当局によって整備されていれば、国境・国内での申告・荷卸・検査及び封印を免除される。 この規定の効力は、関係する鉄道当局が貨物の封印・定時運送に関して最終確認を行う国内当局あるいは国境当局に対して責任を負うことを条件とする。	⑦	⑦	
	付則	①本条は軌間距離の違いから貨物積替が必要になる場合にも適用される。本条は他の場合には適用されないが、長距離の移動から貨物積替が必要になる場合には関係諸邦による優遇措置の適用が推奨される。 ②連邦諸邦相互の郵便輸送も、郵便物が適切に封印され、その内容・重量が税関書類で明らかな場合、鉄道乗換にともなう貨物積替の場合と同じく封印解除を免除される。			
14	事業課税	貿易・事業経営への課税に関して、営業諸法を無視して、自邦・他邦の業者で差別待遇がなされてはならない。 以下は例外とする。いずれの諸邦でも、他邦の業者が販売目的で邦内市場を訪問する場合、当該業者が母邦の市場で取引する権限をもっている場合に限り、自邦の販売業者			⑤

		<p>と同等の条件で待遇する。いずれの諸邦も、他邦の販売業者に対して、当該業者の帰属邦・出身邦が規定する金額を上限として、営業税Gewerbsteuerを課税できる。連邦諸邦の販売業者より非ドイツ諸邦の販売業者を優遇する措置は認めない。</p> <p>他邦の貿易業者の認可・事業課税に関して、受注のみを目的として邦内の市場を訪問し、販売商品を携行しない場合、上記の規定が適用される。</p> <p>自邦の事業のための買付を目的として市場を訪問する場合、あるいは専ら自邦の事業に従事する業者の場合、買付商品を携行しない限り、他邦では営業税が免除される。</p> <p>諸邦相互の陸上・河川・海上輸送の事業には、運送業者の帰属諸邦が営業税を課す。</p>			
15	通貨制度	<p>全ての連邦諸邦は正確な法的純分の貨幣を铸造する義務を負う。</p> <p>諸邦は自邦の铸造した貨幣について、流通停止、純分削減を行ってはならない。</p> <p>純分を削減する場合、最低3ヶ月の通告期間と4週間の旧貨回収期間を設定する。</p> <p>通貨単位を14ターレル＝24.5グルデンの換算割合で転換、乃至メートル法的通貨制度へ移行する場合、各邦が旧貨回収あるいは領内流通での交換割合を規定する。</p> <p>いずれの諸邦も1箇所以上の金庫において、総額100ターレルないしは150グルデンの銀貨・補助貨を提示された場合、当該諸邦で流通する銀貨に交換する義務を負う。</p> <p>連邦諸邦は、他邦の銀貨・紙幣に対する改铸・偽造に関して、自邦の銀貨・紙幣に対する改铸・偽造と同様の刑罰を科す。</p>		⑧	
	付則	<p>新旧通貨の交換に関する規定は紙幣についても適用される。</p> <p>各邦通貨の両替に関する規定はオーストリアでは通貨改革の発効で適用される。</p>			
16	領事制度	<p>いかなる諸邦の在外領事も、他邦の領事が設置されていない場所では、自邦の臣民Angehörigenと同等に、高額料金を求めることなく、他邦の臣民を保護・支援する。</p>	④	IV	
	付則	<p>連邦諸邦は、自邦の成員が他邦の領事によって保護・援助された場合、その費用を負担する。ここでいう領事は、領事業務に従事する関係者全てを含む。</p>			
17	連邦議会	<p>連邦議会Bundesversammlungは、上記第1-16条の遂行を監督する権限を保持する。</p> <p>連邦議会は、その不履行に関する訴えがあった場合、連邦法の規定する措置によって対応する義務を負う。</p> <p>連邦議会は、関連する連邦法の成立まで、毀損された状態の回復、あるいは以前の状態の復帰のために議決する権限をもつ。</p>	⑩ ⑪		⑧
18	関税統一	<p>全ドイツの貿易・関税統一に関して、現在は事情・利害の違いから対立している状況が解消・妥協された場合、1858年1月の連邦議会に諸邦代表が集まり、交渉する。</p>	①		①
	付則	<p>いかなる諸邦も、1858年まで、貿易・交通に関する諸邦相互の締結に際して、全ドイツの貿易統一を阻害することがないように留意せねばならない。</p>			
19	適用範囲	<p>これらの合意は普墺両邦の非ドイツ領域にも適用される。</p> <p>その他の非ドイツ諸邦・領域への適用は、連邦全邦の同意を必要とする。</p> <p>リンブルクLimburgへの適用は留保される。</p>			
	付則	<p>墺領イタリアに関しては、オーストリアの関税領域に接合された場合、当該地域がオーストリアによって代表されるという条件で、特別協定が留保される。</p>			
20	改廃	<p>本合意の廃棄・修正には全邦の合意を必要とする。</p>			
21		<p>本合意が発効した場合、本合意と矛盾する全ての諸邦間合意は執行する。</p> <p>本合意を超える諸邦間合意は本合意と矛盾するとはみなされない。</p>			

Öはブルック第三覚書、Bはバイエルン覚書、Sはザクセン覚書。丸数字・ローマ数字は覚書の該当項目。

典拠) J. Müller, *Die Dresdener Konferenz und die Wiederherstellung des Deutschen Bundes 1850/ 51*, München, 1996, Dok. 83- b, S. 468- 479.

註

- (01) バイエルン覚書は、*QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 19, S. 93- 102. 概要は、A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik im 19. Jahrhundert*, Wien, 1891, S. 101- 102; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 118- 119; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 116- 117.
- (02) *QGDB*, III- Bd. 1, S. 93- 95.
- (03) *QGDB*, III- Bd. 1, S. 95- 96. ブルック覚書の内容は、拙稿(中) 22-25頁; R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 157- 204.
- (04) *QGDB*, III- Bd. 1, S. 96- 99.
- (05) *QGDB*, III- Bd. 1, S. 99- 102.
- (06) ザクセン覚書は、*QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 20, S. 103- 114.
- (07) *QGDB*, III- Bd. 1, S. 103- 105.
- (08) *QGDB*, III- Bd. 1, S. 105- 110.
- (09) *QGDB*, III- Bd. 1, S. 110- 114.
- (10) A. Beer, *a. a. O.*, S. 103.
- (11) 拙稿(中)、13頁; W. Weber, *Der deutsche Zollverein: Geschichte seiner Entstehung und Entwicklung*, Leipzig, 1869, S. 272- 291; W. O. Henderson, *The Zollverein*, Cambridge, 1939 (3rd ed., 1984), pp. 153- 159.
- (12) H.- W. Hahn, “Die Dresdener Konferenz: Chance eines handelspolitischen Neubeginns in Deutschland?”, J. Flöter/G. Wartenberg (Hg.), *a. a. O.*, S. 228- 229.
- (13) H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 113- 114; W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 159- 161.
- (14) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 32, S. 144- 146.
- (15) *QGDB*, III- Bd. 1, S. LXII. なお、*Ebenda*, S. XLVI, Tabelle 1, 註釈 d)では、2月5日-4月25日に開催とある。実態調査委員会のメンバーを見れば、バイエルン代表は財務顧問ヘルマン Friedrich von Hermann 及び寵臣デーニッヒ Wilhelm Doenniges、オーストリア代表は通商官僚ホック Karl von Hock、プロイセン代表は商相デルブリュック、ザクセン代表はツァーン Ludwig von Zahn、ヴァインリヒ Christian Albert Weinlig (ザクセン覚書を起草)、ヴェルテンベルク代表は財務顧問ジューゲル Karl Friedrich von Siegel、ハノーファー代表は関税局長クレンツェ Otto Karl Klenze (オルデンブルク代表を兼務)、パーデン代表はハック Karl Joseph Hack、ザクセン・コーブルク・ゴータ代表はプロイセン枢密顧問ヴェント Ernst Wilhelm Wendt (実質的にプロイセン代表と連携)、ハンブルク代表はゲフケン Heinrich von Geffken であった。H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 118- 119.
- (16) ホックはメッテルニヒ時代の通商官僚として知られ、1837-45年にトリエステ・ウィーン税関に勤務し、1847年にウィーン関税局長に就任している。トリエステ勤務時代には、同市を拠点に活動するオーストリア・ロイド汽船のブルックと面識をもち、商相覚書の作成に関与したと言われる。R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 66.
- (17) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 44, S. 181- 184; A. Beer, *a. a. O.*, S. 103- 104; R. Charmatz, *a. a. O.*, 64- 65.
- (18) A. Beer, *a. a. O.*, S. 99- 101; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 123- 125; H. Böhme, *a. a. O.*, S. 33- 34.
- (19) A. Beer, *a. a. O.*, S. 101- 102; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 122- 123.
- (20) *QGDB*, III- Bd. 1, S. 178- 180.
- (21) *QGDB*, III- Bd. 1, S. 184- 185.
- (22) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 45, S. 186- 187; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 126- 127; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 120- 121.
- (23) W. Weber, *a. a. O.*, S. 263- 266; W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 211- 212; H. Böhme, *a. a. O.*, S. 33- 34.
- (24) A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 121- 123. デルブリュック・クレンツェ両名は上述の通り第三委員会・実態調査委員会のプロイセン・ハノーファー代表であり、後者は租税同盟に加入するオルデンブルクの代表も兼務したから、租税同盟の関税同盟加入をめぐる交渉しやすい環境にあったと言える。
- (25) W. Weber, *a. a. O.*, S. 291- 293; W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 214- 216; H. Böhme, *a. a. O.*, S. 35- 36.
- (26) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 65, S. 357- 359; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 136- 139; H. J. Schoeps, *a. a. O.*, S. 124- 125.
- (27) *QGDB*, III- Bd. 1, S. LXII- LXIII; Dok. 83- a, S. 464- 465.
- (28) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 83- b, S. 466- 479.
- (29) A. Beer, *a. a. O.*, S. 104- 105; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 133- 135.

（4）ドレスデン会議の解散とドイツ連邦議会の再建

1851年4月下旬に各小委員会の報告が出そろわないうちに、5月2日の第8回総会において議長ブオルは2週間後の総会における諸邦の意見交換を提案し、⁽⁰⁵⁾ 5月15日午前10時から第9回総会が開催された。総会ではシュヴァルツェンベルクが各委員会原案の採択を發議したのに対して、プロイセンは原案の採択をむしろ正規の連邦議会に委ねるべきことを提案した。⁽⁰²⁾ このため同日午後4時、引き続き決議文書の採択のため第10回総会＝最終総会が開催されたが、採決の結果、プロイセンの提案が支持され、審議はフランクフルトの連邦議会で継続されることになった。かくしてドレスデン会議は、シュヴァルツェンベルクが自賛したように「価値ある検討材料」*schätzbare Material* を提供したものの、何ら具体的な成果を得ることなく解散したのである。⁽⁰³⁾

なお中欧関税連合を提唱した商相ブルックは、ドレスデン会議の閉幕直後5月23日に辞任、かつ政界から引退し、本業のオーストリア・ロイド汽船会社の経営に復帰する。⁽⁰⁴⁾

かくして以後、ドレスデン会議の審議事項を検討する舞台はフランクフルト連邦議会に移り、プロイセン政府も5月12日に上院議員ビスマルクを全権代表としてフランクフルトに派遣した。連邦議会は1851年7月10日に3つの委員会 *Ausschuß*（政務・通商・司法委員会）を組織し、ドレスデン会議の原案を継承・検討することになった。だが連邦組織の編成に関して、政務・司法委員会はドレスデン会議の原案を検討する機会をもたず、連邦改革が実現することはなかった。したがって連邦の対象領土も旧来から変化せず、普墺両邦ともその非ドイツ領域（普領東西プロイセン州及び墺領ハンガリー・北イタリア）は連邦領域から除外されたままとなった。⁽⁰⁵⁾ かくしてプロイセンの志向したドイツ連合計画、続く普墺二元主義のいずれも破綻したが、オーストリアの志向する七千万人帝国構想、あるいは中等4邦と提携した寡占体制も挫折したのである。

また関税制度の統一に関して、通商委員会は各邦にドレスデン会議原案に対する意見を照会したが、オーストリアは軽微な修正を除き同意したものの、プロイセンはドイツ関税同盟との協議なき同意を拒否し、他邦も通商委員会への差し戻しを支持した。⁽⁰⁶⁾ このため通商委員会は再び上記の専門家委員会を招集して関税原案の検証を委託したが、この間9月7日のプロイセン・ハノーファー通商条約によってドイツ関税同盟は北ドイツ租税同盟の吸収を実現し、形勢はドイツ関税同盟の拡大に有利となった。⁽⁰⁷⁾ その後専門家委員会は10月16-21日の審議を経て、11月7日に修正原案を提出したが、その環流に対してヴェルテンベルク・ブレーメンの2邦が支持した以外、期限内の回答は無く、以後関税統一の計画が連邦議会で審議されることはなかった。⁽⁰⁸⁾

かくしてドレスデン会議は政治的・経済的統一のいずれについても挫折したのである。

註

(01) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 88, S. 495- 502.

(02) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 89, S. 502- 540.

(03) *QGDB*, III- Bd. 1, Dok. 90, S. 540- 546.

(04) R. Charmatz, *a. a. O.*, S. 65- 66; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 139- 140.

(05) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 925- 926.

(06) A. Beer, *a. a. O.*, S. 105- 106; A. Gaertner, *a. a. O.*, S. 140- 143.

(07) W. Weber, *a. a. O.*, S. 293- 300; H. Böhme, *a. a. O.*, S. 35- 36.

(08) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 3, S. 145- 146; J. Müller, *a. a. O.*, S. 86- 88.

〔IV〕展望：東方問題と普墺同盟

かくしてドレスデン会議は挫折するが、最後に本節ではオルミュッツ協約の発端となった普墺対立・墺露協調の顛末を確認し、この点からドレスデン会議の史的意義を評価しておきたい。

① ホルシュタイン・ヘッセン問題と普墺対立の終息

まず普墺対立の背景はシュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題とヘッセン憲法紛争から成る。

i) シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題

1848年の三月革命を契機とするデンマーク国王フレデリク七世 Frederik VII (在位 1848-63年)のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン併合宣言、これに対抗するホルシュタイン公国の独立運動＝公爵クリスチャン・アウグスト Christian August の即位とキール総督府 Statthalterschaft の樹立をめぐって、オーストリアがデンマーク国王の宗主権と鎮圧部隊の派遣を支持する一方、プロイセンはホルシュタイン公国の自治権と武力抵抗を支援したが、⁽⁰¹⁾ 1850年11月のオルミュッツ協約は即時停戦と普墺両国の連邦コミッサール Bundes-Kommissar 派遣を確認した。以後コミッサールとしてオーストリアはメンスドルフ Alexander von Mensdorff-Pouilly、プロイセンはテューメン Wilhelm von Thümen をそれぞれ派遣し、1851年1月11日に休戦協定が成立する。この結果、デンマーク王国はアイダー川以北のシュレスヴィヒまで軍隊を撤兵する一方、2月1日にホルシュタイン総督府は解散、連邦コミッサールの統治本部 oberste Zivilbehörde が支配権限を継承する。⁽⁰²⁾

国王フレデリク七世は1852年1月28日の一月宣言で、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン両公国に対して、結合関係の維持(分断編入の禁止)、外交、軍事、財政の共同運営、等族議会 Provinzialstände の編成、またシュレスヴィヒにおけるドイツ民族・デンマーク民族の平等な権利を認め、続く1月29日の覚書ではシュレスヴィヒ併合の放棄を約束している。この結果、2月18日にオーストリア進駐部隊は撤収、連邦コミッサールも解散し、7月29日のデンマーク・普墺講和条約によって、クリスチャン・アウグストはホルシュタイン公位請求権を放棄している。⁽⁰³⁾ なお1852年5月8日のロンドン条約によって、関係7国(英仏普墺露丁瑞)は、デンマーク王位の女系継承を確認し、現王の後継として、その姪の婿クリスティアン Christian (後の国王クリスティアン九世: 1863-1906年)を承認するとともに、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン公国との同君連合のみ認めた。⁽⁰⁴⁾

ii) ヘッセン憲法紛争

ヘッセン選帝侯国では三月前期1831年の憲法によって、軍隊が憲法宣誓義務を負うとともに、カッセル上級控訴裁判所 Oberappellationsgericht Kassel が閣僚の違憲行為を訴追する権限を保持し、また三月革命後は1849年に普通・平等選挙法が成立するなど、立憲主義が進展していた。⁽⁰⁵⁾ だが1850年9月にヘッセン選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルム Friedrich Wilhelm (在位 1847-66年)が議会承認無き課税＝印紙税 Stempel の導入を断行すると、カッセル上級控訴裁判所が違憲判決を出す一方、240名の将校が憲法宣誓＝遵守義務を根拠として辞任、武力抵抗を展開し、憲法紛争が発生する。⁽⁰⁶⁾ これに対してオーストリアが選帝侯の反乱鎮圧を支持する一方、プロイセンは等族議会の武力抵抗を支援したが、1850年11月のオルミュッツ協約ではやはり両邦の連邦コミッサール派遣が確認された。オーストリアから当初はレヒベルク Johann Bernhard Rechberg-Rothenlöwen、12月中旬よりライニンゲン Christian Leiningen-Westerburg が、プロイセンから元国防相ポイカー Eduard von Peucker、1851年3月より元王国法相ウーデン Karl Albrecht Uhden が連邦コミッサールとして派遣された。⁽⁰⁷⁾ この結果、カッセル上級控訴裁判所は1850年12月18日の決議によって、課税の是非は司法権が裁定すべき司法問題にあらず、司法権が介入できない行政問題に属するとの判断を示す一方、⁽⁰⁸⁾ 最高司令官ハイナウ Wilhelm Karl von Haynau の説得によって将校200名以上が辞任

を撤回、原隊に帰順した。また 1850 年 12 月 10 日の布告は、憲法宣誓の意味を制限し、上官命令・関連法令の合憲性を判断する将校の義務を廃止、1851 年 2 月 8 日の勅令は下士官・兵卒の憲法宣誓も禁止した。その上で 1851 年 6 月 26 日の布告は辞任した将校に恩赦を与えて体制内化を図る一方、軍旗宣誓＝君主・軍規への忠誠義務を規定したのである。⁽⁹⁾

かくして連邦議会は普奥両邦のコミッサールを通じてヘッセン憲法紛争を終結するとともに、1851 年 6 月 11 日の連邦決議によって、ヘッセン選帝侯国の国制再編＝憲法改正を普奥コミッサールの任務として委託した。この結果、1852 年 3 月 27 日の連邦決議によって、ウィーン最終規約に違反する 1831 年憲法・1849 年選挙法をいずれも廃棄する一方、同年 4 月 13 日の欽定憲法によって君主制的国制を強化するとともに、同日の選挙法改正によって参政権を有産者に限定した⁽¹⁰⁾

以上の如く普奥対立は解消し、政治的には普奥両邦の協調関係を回復したが、あわせてシュレスヴィヒ・ホルシュタイン状態の安定は北ドイツ・ハンザ都市を経由する海上貿易の安全を、ヘッセン問題の終息はライン地方・プロイセン本土の連結と、ハノーファー・南ドイツの接続を確保し、経済的にはプロイセンの主導するドイツ関税同盟の維持・拡大を保証したと言えよう。

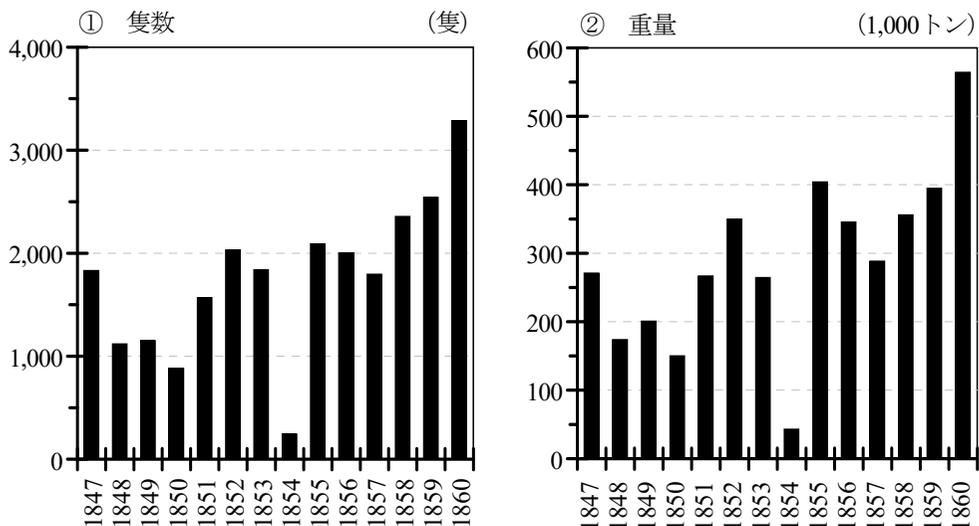
② スリナ水道問題と奥露対立

その反面オルミュッツ協約の後盾であった奥露協調は、ドナウ河口問題をめぐって悪化している。

i) 1848-49 年⁽¹¹⁾

ドナウ川流域ハンガリー・ルーマニアの独立運動によってドナウ川貿易は半減したが、⁽¹²⁾ ロシアの軍事介入によって、1848 年 6 月にはモルダヴィア、9 月にはワラキア、また 1849 年 6 月にはハンガリーにおいて事態が収束する。だがロシア駐留部隊は、兵糧調達のため、1848 年 10 月よりルーマニア穀物輸出を規制したほか、ドナウ河口スリナ水道の土砂堆積も放置されたから、その後もドナウ川貿易の低迷は続いた（図 1）。⁽¹³⁾ なかでもイギリスは、1846 年の穀物法撤廃によって穀

図 1 スリナ水道通航船舶：年度推移 1847-60 年



典拠) J. F. Wolfbauer, *Die Donau und ihre volkswirtschaftliche Bedeutung: Referat erstattet an die niederösterreich. Handels- und Gewerbekammer*, Wien, 1880, S. 154- 155.

物輸入を自由化し、1849年の航海条令廃止によって第三国商船の中継貿易を解禁するなか、オーストリア商船を媒介とするドナウ川経由の穀物輸入も期待されただけに、イギリスの現地領事からはスリナ水道の通航障害に関する報告が相次いだ。⁽¹⁴⁾ トウルチャ Toultscha の副領事ロイド Vincent Lloyd の1848年11月14日付け報告によれば、水先案内の不足・不正からイギリス商船の座礁・沈没が相次ぎ、遺棄船舶が後続の船舶航行をさらに阻害していた。⁽¹⁵⁾ また乗員・貨物の検疫機関は、黒海北岸オデッサの場合は6日であるのに対して、スリナ水道では28日に達したから、時間・経費の両面で不利であった。⁽¹⁶⁾ イギリス議会も事態を憂慮し、1849年3月22日の庶民院審議では自由党議員スチュアート Dudley Stuart がロシアのモルダヴィア・ワラキア公国進駐を批判したほか、ドナウ河口の速やかな整備を要請している。またアンステイ Thomas Chisholm Anstey は、両公国が一次産品の供給地帯としてのみならず、工業製品の販売市場として有望であること、ドナウ河口の土砂堆積によって水位が8-9フィートに低下しているほか、恣意的な検疫制度が蔓延し、通商活動を阻害していることを訴えた。⁽¹⁷⁾ このためラッセル内閣・外相パーマストン(在任1846-51年)は、駐露公使ブキャナン Andrew Buchanan(在任1844-51年)を通じてロシア政府に善処を求めたが、外相ネッセルローデ Karl Basilievich Nesselrode(在任1814-56年)は、1849年10月の回答において、近年のドナウ川海運の躍進によって、浚渫作業はもはやオスマン統治時代の原始的な器具では対応できないことに理解を求める一方、現地当局への指示を約束し、イギリス製の浚渫機械 steam dredging machine を導入する方針を説明した。⁽¹⁸⁾

こうしたスリナ水道の通行障害は、イギリス商船のみならず、イギリス向け穀物輸出を中継するオーストリアの海運事業(すなわちブルックの経営するロイド汽船会社)に打撃を与えた。⁽¹⁹⁾ すなわち、1849年にイギリスへと運行した商船のうち、2,000クォーター規模のものはオーストリア船が3隻、ギリシア船が1隻であるが、イギリス船は最大1,900クォーター規模のものが3隻運行するにとどまった。⁽¹⁹⁾ スリナ水道の通航障害はイギリスの穀物輸入のみならず、オーストリア海運の中継貿易も攪乱したのである。墺露両国は1840年の通商条約によってドナウ河口の自由航行・航路保全を確認していたが、だが宰相シュヴァルツェンベルクが、ハプスブルク帝国の異民族支配を、ロシアのハンガリー・ルーマニア出兵に依存するなか、商相ブルックが、ドナウ河口通航の障害をめぐり、ロシア現地当局の責任を追及することは難しかったと言えよう。

ii) 1850年

1850年にはイギリスのガラツ副領事カニンガム Charles Cunningham が一連の報告を残しているが、それを見る限り、ロシア政府の前向きな回答に反して、事態は改善していない。⁽²¹⁾

まず1850年9月12日の報告は、ロシア政府が約束した浚渫機械の導入は未だ実現されず、スリナ水道の水位が9.5フィートまで低下していること、このため「船底が平らな中型のイギリス商船さえ、貨物を小型船舶に積み替えて当該水域を通行しており、まして船底が尖った大型のオーストリア商船が当該水道を通過することは困難である」こと、かといって「小型のオーストリア商船では当地からイギリスまで航行できないため、穀物貿易は船舶不足によって途絶する危険が高い」ことを警告している。⁽²²⁾ イギリス商船とともにオーストリア商船の損害の拡大も確認できる。

次に9月16日の報告は、ガラツ・ブライラ両港におけるイギリス商社の買付済み穀物は総量210,000クォーターにのぼり、その出荷停止に伴う損失総額は30,000ポンド、また来季出荷までの保管費用クォーター当たり3シリングを加算して、被害総額を最低100,000ポンド以上と算定している。ちなみにスリナ水道の整備に必要な経費は、オスマン統治時代には単純な装備で水深14-15フィートが維持されていた事実から、せいぜい1,000ポンド程度と推計している。⁽²³⁾

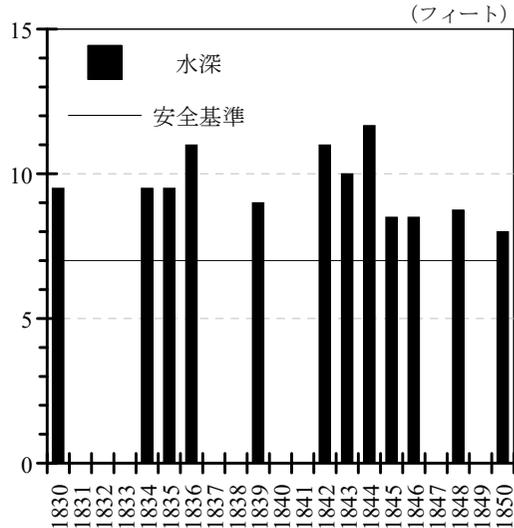
また 9 月 30 日の報告によれば、9 月 22 - 29 日の 1 週間でスリナ水道の深度は 9.5 フィートから 9 フィートまで低下しているが、一般に貨物船の喫水は、積載重量 1,000 クォーターで 13 フィート、1,500 クォーターで 15 フィート、2,000 クォーター規模になると 16-17 フィートに達するから、イギリスまで航行可能な外洋汽船はスリナ水道の通航が不可能であった（図 2）。こうした通航障害の結果、沖合で停泊する外洋汽船とスリナ水道を通航する小型船舶との貨物積替に多大な時間・経費を伴ったほか、船舶座礁・貨物損失の危険から海上保険の掛金も上昇した。クォーター当たり穀物運送費は、オデッサ=イギリス間の 8.5 シリングに対して、ガラツ=イギリス間は 9.5 - 10 シリングであり、もともと 1-2 割程度高かったが、航行障害に伴い 3-3.5 シリングの経費が加算される結果、総額 13 シリングに達し、実質的に 5 割増しに相当する。⁽²⁴⁾

かくしてドナウ川経由のルーマニア穀物輸出は価格面の国際競争力を急速に失ったのである。

なお 9 月 30 日の報告では、これまで有効な対策がとられなかったことを踏まえ、⁽²⁵⁾ 以下の措置が提案されている。まずスリナ水道の障害を除去する手段としては、ロシア政府が固執する高価な浚渫機械など不要であって、オスマン統治時代の先例にしたがって、小型汽船（20-30 馬力）で鉄製熊手 *iron rake* を牽引すれば、水深 16-18 フィートを十分維持できる。⁽²⁶⁾ また実施主体については、①ロシア政府の実行、②ロシア政府による民間企業への委託、③関係諸国による国際委員会 *Commission* の組織と作業の遂行、④国際委員会による民間業者への委託、が想定される。だが過去 10 年の経験を踏まえる限り、「ロシア政府に自ら費用を負担して障害を除去する意思はなく、むしろ封鎖を維持することに多大な関心がある。というのもドナウ川から流出する穀物は、地中海・ヨーロッパ市場をめぐってロシア穀物と競合するからである」。「ドナウ川航行の困難を解消すれば、ドナウ川経由の穀物輸送経費をクォーター当たり 3 シリング引き下げ、黒海経由のロシア小麦との競争状態を招くのである」。こうしたオデッサ貿易利害の存在を踏まえると、ロシア政府の経費負担による事業遂行は期待しにくいのが現状であった。⁽²⁷⁾ 1850 年 10 月・11 月には外相パーマストーンも、駐露大使ブルームフィールド *John Bloomfield*（在任 1844-51 年）を通じて、河口領有権を河口通航の妨害手段として利用せず、ウィーン条約の規定する国際河川の自由航行を遵守することを要求し、ライン・エルベ川の管理を模範とした国際委員会の組織を示唆している。⁽²⁸⁾

他方、カニングム報告からはオーストリア商船の損害も確認できるが、墺露両国は 1850 年 9 月 22 日に上記 1840 年の通商条約が満了するなか、当該条約を暫定 1 年の期限で更新するとともに、スリナ水道規定を見直す条約改正を交渉したものの、浚渫作業の経費をめぐって交渉は難航した。⁽²⁹⁾ だがスリナ水道問題が深刻となる 1850 年には、経済的には同年 7 月に開幕するカッセル総会におい

図 2 スリナ水道水深



典拠) M. Sauer, "Österreich und die Sulina Frage, 1829-1854(I)(II)", *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*, Bd. 40, 1987/ Bd. 46, 1990, S. 134- 135.

てドイツ関税同盟の更新交渉が進み、商相ブルックにとってドイツ関税同盟に対抗するドナウ川貿易の開拓が急務となった反面、政治的には同年9月にヘッセン憲法紛争をめぐって普墺関係が緊迫し、宰相シュヴァルツェンベルクにとってドイツ連合計画に対抗する墺露関係の強化は不可欠となったから、ドナウ河口問題を火種とする墺露関係の動揺は避けねばならなかった。しかも1848年から墺露外交を仲介してきた駐露大使ブオルが、1850年末にドレスデン会議全権代表に拔擢され、急遽帰国したことも、スリナ水道問題をめぐる墺露交渉には不利に作用したと思われる。

③ 1851年の普墺同盟

ドレスデン会議の前後において、ホルシュタイン・ヘッセン問題を通じて普墺関係が対立から協調へと改善する一方、ドナウ河口スリナ水道問題をめぐって墺露関係が協調から対立へと転化するなか、注目したいのが1851年5月16日の普墺秘密同盟 *Geheimer Allianzvertrag* である。この同盟条約に言及した研究は少ないが、同年5月15日にドレスデン会議が閉会した翌日に締結されているだけに、当該会議の史的意義を把握する上で、軽視するべきではないと思われる。⁽³⁰⁾

シュヴァルツェンベルクは、ドレスデン会議における連邦領外の連邦編入が難航するなか、その代替措置として連邦領外の共同防衛を義務付ける条約の締結を志向した。既に3月上旬にプロイセン首相マントイフェルは同盟条約の交渉を示唆しているが、シュヴァルツェンベルクは当初この提案を全入計画を牽制する手段として受け止め、拒否している。だが最終的に全入計画が頓挫するなか、この計画に関心を示し、4月13日に駐普大使プロケシュ＝オステンを通じて条約草案を提示した。彼の説明によれば、当該条約は、普墺領土全域の連邦編入＝中欧の強固な連帯に向けた起点であって、西欧諸国に対して墺領北イタリアを含む普墺両邦が強固に連携していること、したがって西欧諸国の抵抗は実質的に無益であることを示す必要がある。このため前文では将来的に全入計画を連邦諸邦に再び提案すること、イギリス・フランスの抵抗に対処すべきことを規定した。続く第1条では防衛義務の対象として墺領北イタリアに再度言及し、また有効期限を設定しない恒久同盟とした。さらに秘密条項によって、両邦の領域全土における国内反乱に関しても、一方の救援要請があった場合、国外の抗議に配慮することなく、他方が全力で救援する防衛義務が規定されたが、その対象としてはハンガリー・イタリアが想定された。

これに対してマントイフェルの対案は、全入計画に関しては副次的に言及することどめ、英仏への対応は削除、単にフランスに由来する脅威という表現に修正した。防衛義務の対象としては連邦領外のロンバルディア・ヴェネツィア王国及び東西プロイセン州を同等に扱い、ロシアの脅威に備える一方、有効期限は3年に制限した。また秘密条項における国内反乱への救援義務は、ポーランド（クラクフ・ガリツィア・ポーゼン）に限定し、ハンガリー・イタリアを除外した。前者は既に1833年のミュンヘングレーツ協定によって相互の救援義務を確認していることが理由であったが、マントイフェルの真意はハンガリー問題に対して距離をとり、むしろ将来的なマジヤール反乱に伴うオーストリアの内政危機を対墺外交の機会として利用することを想定したためとされる。⁽³¹⁾ シュヴァルツェンベルクは、個々の異論に固執して条約自体を反故にする危険を避け、マントイフェルの意向に沿って、将来的な連邦全入、フランスの脅威、イタリアへの言及を削除し、秘密条項＝ハンガリー反乱規定も抹消した。かくして同盟条約は5月16日に署名、19日に批准される。

当該条約によって、両邦はいずれか一方が第三国から攻撃を受けた場合の他方の軍事援助を相互に義務付けられ、この結果オーストリアは、ハプスブルク帝国の領域全体に対するプロイセンの安全保障を、すなわちドイツ連邦領外に残留したハンガリー・北イタリアなど、ウィーン最終規約・第36条の想定する連邦の防衛義務が発生しない領域について、プロイセンの支援義務を確保したの

である。⁽³²⁾ かくしてオーストリアは、確かにドレスデン会議の挫折によって、形式的な七千万人帝国の建設や中欧関税連合の形成には失敗するものの、普墺同盟の締結によって、政治的にはハプスブルク帝国の安全保障を実現し、実質的にオーストリアの異民族支配体制を維持するとともに、経済的にはスリナ水道問題をめぐる墺露対立を牽制し、将来的にドナウ川貿易の成長を期待できた。当該条約の期限は3年間とされ、クリミア戦争期の1854年に一度更新されるものの、1857年には失効する。⁽³³⁾ このため1859年に勃発するイタリア統一戦争では適用されず、オーストリアの孤立をもたらして敗戦の一因となるが、換言すれば普墺同盟が存続した限りオーストリアは対露・対仏関係に対する一定の後盾を確保していたことは否定し得ないであろう。

註

- (01) 拙稿(中)、4-5、14、35頁; E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 906-908; E. R. Huber (Hg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, 3Bde., Stuttgart, 1961, Bd. 1, Nr. 182, S. 449-450.
- (02) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 919-921, 933-934; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 197, 198, S. 468-469.
- (03) E. R. Huber (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 199, 200, 201, S. 469-472; 百瀬宏・熊野聡・村井誠人編『北欧史』〔新版・世界各国史②〕山川出版社1998年、219-220頁。
- (04) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 934-935; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 202, S. 472-473; 百瀬他編、前掲書、220-221頁。
- (05) 拙稿(中)、35-36頁; E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 63-70.
- (06) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 908-915.
- (07) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 926-927.
- (08) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 927-928; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 215, 216, S. 488-490.
- (09) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 928-930; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 221, 222, 223, S. 493-495.
- (10) E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 930-931; ders. (Hg.), *Dokumente*, Bd. 1, Nr. 224, 225, S. 495-496; F・ハルトウング、前掲邦訳、304-305頁、山田晟『ドイツ近代憲法史』東大出版会1963年、27-28頁。
- (11) 1848年革命・ハンガリー独立戦争のスリナ水道航行に対する影響は、本来なら拙稿(中)27-28頁において言及するべきであったが、その機会を逸したため、1850年代を扱う本稿にて適時的に付言しておきたい。
- (12) C. Ardeleanu, *International Trade and Diplomacy at the Lower Danube: The Sulina Question and the Economic Premises of the Crimean War (1829-1853)*, Braila, 2014, pp. 234-235.
- (13) B. Jelavich, *Russia and the Formation of the Romanian National State 1821-1878*, Cambridge, 1984, pp. 41-43. 穀物禁輸は基本法の第154・174条に基づき発動され、1848年10月7日に通告された。S. G. Focas, *The Lower Danube River: In the Southeastern European Political and Economic Complex*, New York, 1987, pp. 213-214.
- (14) イギリスのドナウ川貿易は、B. Marinescu, “Economic Relations between the Romanian Principalities and Great Britain (1848-1859)”, *Revue Roumaine d’Histoire*, Vol. 3, 1964, p. 274; P. Cernovodeanu/ B. Marinescu, “British Trade in the Danubian Ports of Galatz and Braila between 1837 and 1853”, *Journal of European Economic History*, Vol. 8, 1979. イギリス議会では外務省の関係文書が開示され、当該問題に関する研究史上の貴重な情報源となっている。Gt. Britain, *Parliamentary Papers* (以下、BPP), 1852-53, Vol. CII-561 [C.1669], “Correspondence with the Russian Government respecting the Obstructions to the Navigation of the Sulina Channel of the Danube”.
- (15) 1848年11月11日に「シスター号」Sisterが座礁したため、後続の「パノープ号」Panope (リヴァプール船籍)は貨物を小型船に積み替えて河口を輸送したが、14日にはこの小型船も沈没している。その原因は前年座礁した廃船「スーザン号」Susanへの衝突による。BPP, 1852-53, Vol. CII-561, No. 1, Inclosure 2, pp. 1-2; J. P. Chamberlain, *The Regime of the International Rivers: Danube and Rhine*, New York, 1923, pp. 37-38. 水先案内の不備については、S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 123-124.
- (16) V. J. Puryear, *International Economics and Diplomacy in the Near East: A Study of British Commercial Policy in the Levant 1834-1853*, California, 1935, pp. 208-209. こうした問題の象徴として、ワラキア貿易に従事するイギリ

- スの「ベル・アンダーソン商会」Bell & Anderson Co. が1848年に巨額の損失を記録している。だが同商会の損益は、ガラツ駐在サルディニア領事の報告(1848年)によれば、価格高騰に便乗した投機に起因し、必ずしもロシア政府のずさんなスリナ水道管理に由来する訳ではないとされる。またイギリスのガラツ副領事カニンガムは自ら黒海貿易に従事する貿易業者であり、やはり60万フランの負債を抱えたとされる。ベル・アンダーソン商会や、ガラツ副領事カニンガムの本国向け陳情は、自身の経営ミスをめぐる責任転嫁の可能性を帯びてくる。S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 108-109. 当該商会に関しては、E. D. Tappe, “Bell and Anderson: A Scottish Partnership in Wallachia”, *Balkan Studies*, Vol. 12, 1971.
- (17) Gt. Britain, *Parliamentary Debates*, 1849, Vol. 103, cc. 1128-1142, 1149-50; C. Ardeleanu, *op. cit.*, pp. 234-235.
- (18) *BPP*, 1852-53, Vol. CII-561, No. 5, pp. 5, 13-15, 38-39, 41-44; V. J. Puryear, *op. cit.*, pp. 209-210.
- (19) オーストリア・ドナウ川貿易への影響については、M. Sauer, „Österreich und die Sulina Frage, 1829-1854 (I) (II)“, *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*, Bd. 40, 1987/ Bd. 46, 1990, S. 125-126; 拙稿「オーストリア・ドナウ河貿易とモルダヴィア・ワラキア」『鳥取大学・教育センター紀要』第14号2018年、28頁。
- (20) この数値は、後述する1850年の領事報告における前年(1849年)の回想として提供された。*BPP*, 1852-53, Vol. CII-561, No. 18, Inclosure 2, pp. 20-21.
- (21) V. J. Puryear, *op. cit.*, pp. 207-208; C. Ardeleanu, *op. cit.*, pp. 211-214.
- (22) *BPP*, 1852-53, Vol. CII-561, No. 14, Inclosure, pp. 13-14. カニンガムによれば、イギリス向け穀物輸送には最低200隻、できれば300隻の船舶が必要であったが、現実には100隻も稼働していないと算定している。
- (23) *BPP*, 1852-53, Vol. CII-561, No. 15, Inclosure 1, 2, pp. 14-15; H. Hajnal, *The Danube: Its Historical, Political and Economic Importance*, Hague, 1920, pp. 64-65.
- (24) *BPP*, 1852-53, Vol. CII-561, No. 18, Inclosure 2, pp. 20-21. スリナ水道の障害に伴うオデッサ穀物貿易の優位は同時代から多くの研究文献が指摘している。J. H. Skene, *The Frontier Lands of the Christian and the Turk: Comprising Travels in the Regions of the Lower Danube in 1850 and 1851*, 2vols., London, 1853, Vol. 1, pp. 389-390; J. P. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 35-36; S. G. Focas, *op. cit.*, pp. 207-208.
- (25) *BPP*, 1852-53, Vol. CII-561, No. 8, Inclosure 2, pp. 7-9; No. 11, Inclosure, pp. 11-12.
- (26) *BPP*, 1852-53, Vol. CII-561, No. 18, Inclosure 2, pp. 17-18; J. P. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 34-35.
- (27) *BPP*, 1852-53, Vol. CII-561, No. 18, Inclosure 2, pp. 18-20. なおカニンガムは年間経費として、諸経費(借入金利子、修繕費、消耗品、保険料)2,000ポンド、人件費1,800ポンド、燃料費(石炭、油脂)600ポンド、以上合計4,400ポンド程度と算定し、その捻出手段として、浚渫事業による安全通航から利益を享受する船舶に対して、船体規模に応じた通航料金を請求する必要を訴え、年間収入を6,480ポンドと算定している。*BPP*, 1852-53, Vol. CII-561, No. 18, Inclosure 4, pp. 23-24; J. P. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 37-38.
- (28) *BPP*, 1852-53, Vol. CII-561, No. 15, p. 14; No. 18, pp. 16-17.
- (29) M. Sauer, a. a. O., S. 126-130; 拙稿(中)、38-39頁。
- (30) 当該条約に言及したものとして、H. v. Sybel, *Die Begründung des Deutschen Reiches durch Wilhelm I: Vornehmlich nach den preußischen Staatsacten*, 7Bde., München, 1889-94, Bd. II, S. 71-72; H. v. Srbik, *Deutsche Einheit: Idee und Wirklichkeit vom Heiligen Reich bis Königgrätz*, München, 1935, 4Bde., Bd. II, S. 221; H. J. Schoeps, a. a. O., 167-168; S. Lippert, a. a. O., S. 362. 英米の研究では、E. E. Kraehe, „Foreign Policy and the Nationality Problem in the Habsburg Monarchy, 1800-1867”, *Austrian History Yearbook*, Vol. 3, 1967, pp. 25-26; R. A. Austensen, “Felix Schwarzenberg: ‘Realpolitiker’ or Metternichian? The Evidence of the Dresden Conference”, *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*, Bd. 30, 1977, p. 112; idem, “The Making of Austria’s Prussian Policy 1848-1852”, *Historical Journal*, Vol. 27, 1984, pp. 874, 876. なお未見ながら、当該同盟の詳細な説明と条約の原文について、J. Weiskirchner, *Die Dresdener Konferenzen 1850/51*, Ph. D, Wien, 1928.
- (31) E. Heller, a. a. O., S. 143-146.
- (32) E. R. Huber, a. a. O., Bd. 2, S. 925; Bd. 3, S. 129-130.
- (33) C. Parry (ed), *The Consolidated Treaty Series*, New York, 1969, Vol. 111, pp. 413-426.

むすび

最後にドレスデン会議の歴史的意義に関する小稿の論点を整理しよう。

まず政治的に見た場合、宰相シュヴァルツェンベルクの七千万人帝国構想は、オーストリアを除外するプロイセン中心の小ドイツ主義とも、ハプスブルク帝国の非ドイツ領域を分離するオーストリア中心の大ドイツ主義とも異なり、あくまでハプスブルク帝国全土（オーストリア本土+非ドイツ領域）をドイツ連邦領域に編入するものであった。こうしたシュヴァルツェンベルクの連邦改革は、既に会議前夜から、一方では連邦領内において、二元主義を追求するプロイセン（＝ドイツ連合計画）との覇権争い、あるいは大国主義を牽制する第三勢力＝中等諸邦の抵抗に直面するとともに、他方では帝国領内において、民族独立を志向する奥領ハンガリー・ルーマニア（トランシルヴァニア）・イタリアの革命運動で動揺したが、後者の多くがロシアの軍事支援によって終息したとすれば、前者はロシアの仲介するオルミュッツ協約によって妥結し、いずれもウィーン体制以来一貫する奥露両国の紐帯によって解消されたのである。したがってドレスデン会議における連邦改革の成否の鍵もまた奥露関係にあったと言えよう。

だが経済的に見た場合、商相ブルックの中欧関税連合構想は、単に域内自由通商や対外統一関税の設定によって国内市場の創出・国内産業の育成を図るだけでなく、中欧の地理的位置を踏まえながら、ハンザ都市拠点の北海・バルト海からトリエステ拠点のアドリア海まで、あわせてライン川下流域からドナウ川下流域＝黒海まで、ヨーロッパの四方を結ぶ中継貿易を構築し、さらにはアドリア海・黒海の両面で東地中海に接続することでヨーロッパ＝アジア中継貿易を推進するものであった。こうしたブルックの通商構想は、一方では、先行研究が示す如く、保護関税の設定をめぐる中継貿易に従事する北ドイツのハンザ都市や、イギリス向け穀物輸出を展開する東エルベのユンカー勢力（＝ドイツ関税同盟）との連邦領内における利害対立を招いたが、他方では、小稿で検討した如く、ドナウ川・黒海方面との接続をめぐる、オデッサ拠点の小麦輸出を展開するロシア南部農業との市場競争を引き起こすことになった。

したがって1849年のハンガリー独立戦争や1850年のヘッセン憲法紛争＝オルミュッツ協約がロシアの後援によって解決したのに対して、1848年以後ドナウ河口問題をめぐる国際対立が深まるなか、もはや1851年のドレスデン会議においてロシアの後盾を期待することは困難であったと言えよう。ドレスデン会議は、その政治改革の実現をロシアの軍事支援に依存しながら、その経済統一の方向がロシアの通商利害と競合していた点で、構造的な矛盾をはらんだのである。

以後、ロシアがドナウ河口管理権を梃子としてスリナ水道の航行妨害を続ける限り、オーストリアが中欧関税連合＝ドナウ川・黒海通商を実現してゆくには、対抗措置としてロシア包囲体制の構築を模索せざるを得ず、ドイツ連邦をめぐるプロイセンとの覇権競争に固執するよりも、いまやプロイセンとの協調関係を追求せざるをえなかった。ドレスデン会議の閉会翌日における1851年の普奥同盟の成立は、奥露協調＝対普包囲から普奥協調＝対露包囲への転換を象徴すると言えよう。

研究史上、シュヴァルツェンベルク外交を、メッテルニヒ外交＝勢力均衡の延長と見るか、ビスマルク外交＝利益追求の起源と見るかについては論争があるが、小稿での検討を踏まえる場合、シュヴァルツェンベルク外交は、依然としてウィーン体制の包囲外交・勢力均衡を維持する点で、メッテルニヒ外交の枠組を継承するものの、通商利害の再編に照応してウィーン体制以来の奥露同盟を放棄した点で、ビスマルク時代の独奥同盟＝対露包囲への転換を予告すると言えよう。